

特集 1

本誌特別調査

慶弔見舞金の支給実態

会社支給の場合、 社員本人への結婚祝金は4万円、 香典・弔慰金は34万円の水準

労務行政研究所

労務行政研究所では、2024年4～6月に「慶弔見舞金、慶弔休暇に関する実態調査」を実施した。2017年の前回調査から7年ぶりの実施となる。

慶弔見舞金については、会社・共済会の給付主体別に、結婚、出産、子どもの入学といった各祝金と、香典・弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金の支給状況ならびに水準を見ている。また、役員に対する慶弔見舞金の規定状況と水準も調べている。

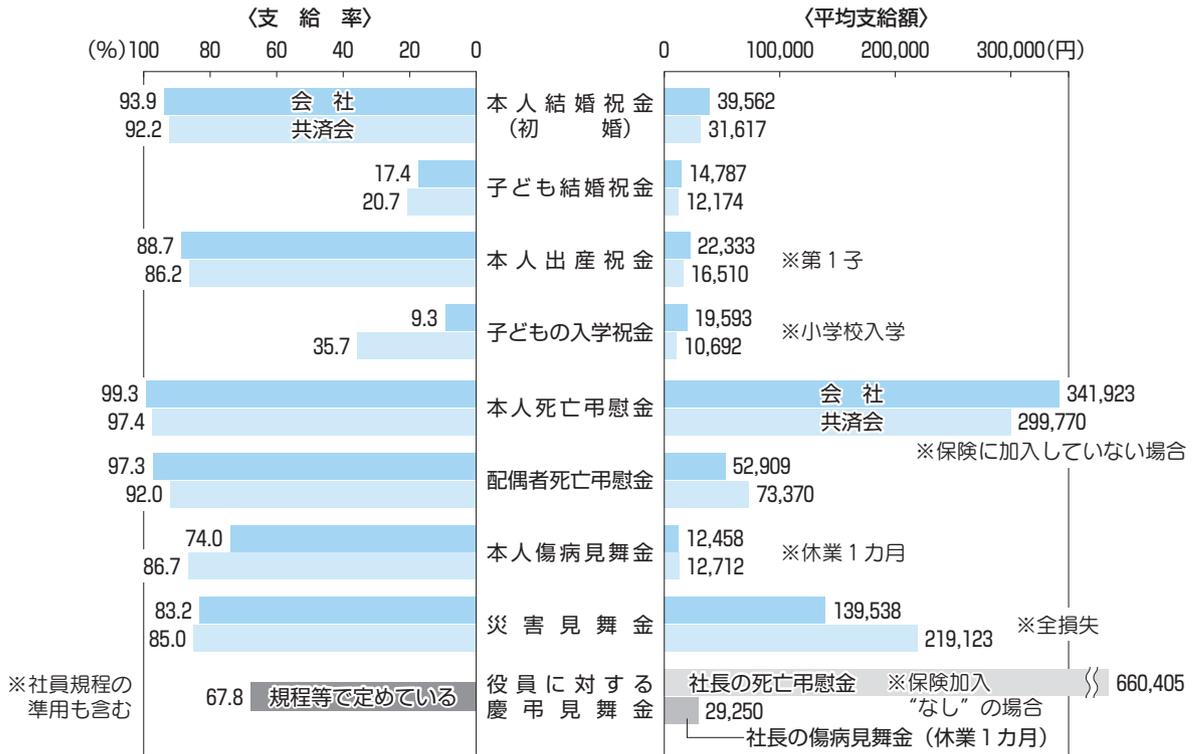
なお、併せて調査した慶弔休暇については、追って次号（第4084号－24. 9.27）で紹介する予定である。

■関連記事案内

相談室 Q & A	• 福利厚生に適用対象に事実婚のパートナーを含める場合、「事実婚」の状態をどのように認定すべきか	第4076号 (24. 4.26)
	• 福利厚生に当たる祝金等でも、減額・廃止は不利益変更になるか	第4002号 (20.10.23)
	• 正社員の就業規則には定めがあるが、契約社員の就業規則には定めのない結婚休暇や祝金はどう取り扱うべきか	第3981号 (19.10.25)
	• 結婚・出産などの祝金の金額につき、社員の勤続年数や役職に応じて差を設けることは問題か	第3978号 (19. 9.13)
	• 慶弔見舞金について、申請事由の発生から相当期間が経過しても申請を受理する必要があるか	第3936号 (17. 9. 8)
付 録	• 実務に役立つ法律基礎講座(90) 社員の失踪・死亡	第4049号 (23. 1.13/ 1.27)
	• 実務に役立つ法律基礎講座(6) 慶弔見舞金・慶弔休暇	第3882号 (15. 2.13)

[注] このほかの記事については、弊誌会員向けWEBサイト「WEB労政時報」(<https://www.rosei.jp/readers>)の「労政時報 記事検索」をご活用ください。

ポイント 慶弔見舞金の支給率と平均支給額



調査要領

◎調査名：「慶弔見舞金、慶弔休暇に関する実態調査」

1. 調査対象：全国証券市場の上場企業（新興市場の上場企業も含む）3753社と、上場企業に匹敵する非上場企業（資本金5億円以上かつ従業員500人以上。一部「資本金5億円以上または従業員500人以上」を含む）1371社の合計5124社。ただし、持ち株会社の場合は、主要子会社を対象としたところもある。
2. 調査時期：2024年4月10日～6月17日
3. 集計対象：上記調査対象のうち、回答のあった320社。集計対象会社の業種別、規模別内訳は【参考表】のとおり

り。各社の所属業種については、調査時点におけるものとした。なお、項目により集計（回答）企業は異なる（項目により回答していない企業があるため）。

4. 利用上の注意：【図表】の割合は、小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示しているため、合計が100.0%にならない場合がある。また、本文中で割合を引用する際には、実数に戻り割合を算出し直しているため、【図表】中の数値の足し上げと本文中の数値とは一致しないことがある。

参考表 業種別、規模別集計対象会社の内訳

—社—

業種	規模	規模計			業種	規模	規模計		
		1,000人以上	300～999人	300人未満			1,000人以上	300～999人	300人未満
全産業	320	92	110	118	精密機器	6	1	4	1
製造業	125	38	45	42	その他製造業	10	1	4	5
水産・食品	9	1	7	1	非製造業	195	54	65	76
繊維	6	2		4	建設業	19	8	9	2
紙・パルプ	1		1		商業	50	14	23	13
化学	22	6	5	11	金融・保険	12	3	3	6
ゴム	4	2	2		不動産	20	3	3	14
ガラス・土石	3	1		2	陸運	9	5	2	2
鉄鋼	3	2	1		海・空運	4	1	2	1
非鉄・金属	10	2	3	5	倉庫・運輸関連	13	8	4	1
機械	24	7	11	6	情報・通信	30	4	4	22
電気機器	16	7	4	5	電力・ガス	1			1
輸送用機器	11	6	4	1	サービス	37	8	15	14

【注】「商業」は卸売業、小売業。「金融・保険」には銀行、証券、損保、生保を、「情報・通信」にはIT関係のほか新聞、出版、放送を含む。なお、上記の業種分類は東洋経済新報社「会社四季報」をベースとしている。

1 慶弔見舞金制度の有無

制度の有無 [図表 1]

約 9 割が会社支給の制度あり。
共済会がある場合も、約 9 割で制度あり

慶弔見舞金制度の有無を、会社・共済会という
給付主体別に尋ねた。

会社が慶弔見舞金の給付主体となる割合（制度あり）は91.6%である。規模別に見ると、1000人以上と300～999人では9割未満なのに対し、300人未満では96.6%とほとんどが慶弔見舞金制度を設けている。こうした実施率の差は、大企業の場合、共済会を設けてそちらで慶弔見舞金を支給するケースも多いためとみられる。ちなみに、会社と共済会のいずれからも支給のあるケースが3割程度ある。

なお、回答企業の中には、共済会が各種慶弔給

付を行う一方で、会社が行う給付については、総合福祉団体定期保険等の保険契約により、比較的高額な死亡弔慰金（社員本人死亡時）のみを支給している例が10社あまり見られた。このように、家族に対する弔慰金や他の祝金、見舞金などの支給を行っていない場合、会社支給の集計区分では「制度なし」に含めているので留意いただきたい。

共済会が慶弔見舞金の給付主体となる割合（制度あり）は36.3%である。なお、回答企業の59.7%（191社）が「共済会はない」と回答しており、共済会がある企業は320社中129社だが、そのうち制度があるのは116社と89.9%に達し、ほとんどが慶弔見舞金の制度を設けているといえる。

なお、今回の調査では、労働組合からの支給については調べていない。

図表 1 慶弔見舞金制度の有無

-(社)、%-

区 分	会 社					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300～999人	300人未満		
合 計	(320) 100.0	(92) 100.0	(110) 100.0	(118) 100.0	(125) 100.0	(195) 100.0
制 度 あ り	91.6	89.1	88.2	96.6	89.6	92.8
制 度 な し	8.4	10.9	11.8	3.4	10.4	7.2
区 分	共 済 会					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300～999人	300人未満		
合 計	(320) 100.0	(92) 100.0	(110) 100.0	(118) 100.0	(125) 100.0	(195) 100.0
制 度 あ り	36.3	46.7	38.2	26.3	42.4	32.3
制 度 な し	4.1	3.3	6.4	2.5	3.2	4.6
共 済 会 は な い	59.7	50.0	55.5	71.2	54.4	63.1

[注] 会社が給付主体となる場合について、社員本人の死亡時に保険を利用した高額な弔慰金は支給されるが、慶弔関係の支給はこれのみで、家族に対する弔慰金やその他の祝金等が不支給の場合は「制度なし」とした。

以下では、[図表 1]で慶弔見舞金の「制度あり」と回答した企業について、各種祝金・弔慰金・見舞金の支給状況や水準を見ていく。

2 祝金

本人結婚祝金（初婚の場合）

【図表2～6】

会社・共済会とも9割超が支給。
平均額は会社が4.0万円、共済会が3.2万円

社員本人の結婚祝金について尋ねたところ、初婚の場合は、会社93.9%、共済会92.2%とほとんどが結婚祝金を支給している【図表2】。

支給する場合、会社では勤続年数により区分して金額を設定しているところが53.3%と過半数を占める。一方、共済会では、勤続（入会）年数にかかわらず一律定額のところが68.2%と約3分の2に上り、両者で支給額の決め方には違いが見られる。

結婚祝金の水準は【図表3】のとおり。会社では

最低1万円から最高25万円まで、共済会でも同様に5000円から13万円までと、バラつきがある。分布は幅広いものの、会社では「3万円台」が45.6%、共済会では「2万円台」が25.2%で最も多く、いずれも1万～5万円台に約9割が集中している。

平均は、会社が3万9562円、共済会が3万1617円である。

なお、【図表3】の集計企業のうち、会社と共済会のいずれからも結婚祝金の支給がある企業を対象として合計額を集計したものが【図表4】である。「5万円台」が18.8%と最も多く、「4万円台」「6万円台」がそれぞれ17.4%で続く。平均は6万8667円である。

また、【図表3】は結婚祝金の金額の設定方法（“一律〔定額〕”もしくは“勤続〔入会〕年数別”）

図表2 本人の結婚祝金の支給状況(初婚)

—(社)、%—

区 分		会 社						
		全 産 業				製 造 業	非製造業	
		規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満			
合 計		(293) 100.0	(82) 100.0	(97) 100.0	(114) 100.0	(112) 100.0	(181) 100.0	
支 給		93.9	90.2	95.9	94.7	92.0	95.0	
不 支 給		6.1	9.8	4.1	5.3	8.0	5.0	
「支給」する 場合の内容		小 計						
		(274) 100.0	(74) 100.0	(92) 100.0	(108) 100.0	(103) 100.0	(171) 100.0	
		一律（定額）支給	46.7	45.9	46.7	47.2	43.7	48.5
		勤続年数により異なる	53.3	54.1	53.3	52.8	56.3	51.5
区 分		共 済 会						
		全 産 業				製 造 業	非製造業	
		規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満			
合 計		(116) 100.0	(43) 100.0	(42) 100.0	(31) 100.0	(53) 100.0	(63) 100.0	
支 給		92.2	95.3	85.7	96.8	92.5	92.1	
不 支 給		7.8	4.7	14.3	3.2	7.5	7.9	
「支給」する 場合の内容		小 計						
		(107) 100.0	(41) 100.0	(36) 100.0	(30) 100.0	(49) 100.0	(58) 100.0	
		一律（定額）支給	68.2	68.3	63.9	73.3	73.5	63.8
		勤続（入会）年数 により異なる	31.8	31.7	36.1	26.7	26.5	36.2

【注】 【図表1】で慶弔見舞金の「制度あり」と回答した企業について集計した（以下同じ）。

にかかわらず、まとめて集計したものであるが、それぞれの設定方法別でも集計を行った。一律（定額）支給の場合、会社は「3万円台」が43.8%、共済会は「2万円台」が24.7%で最も多く、平均は会社が4万977円、共済会は3万2781円となっている【図表5】。一方、勤続（入会）年数により異なる場合を見ると【図表6】、平均は会社が勤続1年で2万7228円、同3年で3万8322円、同5年で4万5753円となり、勤続1年と5年では1万8000円以上の差がある。共済会の平均は、勤続（入会）1年で2万4059円、同3年で2万9118円、同5年で3万7647円となり、こちらも勤続（入会）1年と5年では1万3000円以上の差がある。

図表3 本人の結婚祝金(初婚)

-(社)、%-

区 分	会 社	共 済 会
合 計	(274) 100.0	(107) 100.0
1 万 円 未 満		2.8
1 万 円 台	5.1	19.6
2 万 //	15.0	25.2
3 万 //	45.6	23.4
4 万 //	1.1	
5 万 //	23.0	19.6
6 万 //	0.7	1.9
7 万 //	2.2	3.7
8 万 //	0.7	1.9
10 万 //	4.7	0.9
11 万 円 以 上	1.8	0.9
平 均 (円)	39,562	31,617
最 高 (//)	250,000	130,000
〈中位数〉(//)	30,000	30,000
最 低 (//)	10,000	5,000

- [注] 1. 「9万円台」と回答した企業はなかった（【図表4～6】も同じ）。
 2. 【集計要領】集計対象としたのは以下のとおり。
 ①勤続（入会）年数の区分がある場合→勤続（入会）3年
 ②職級・資格の区分がある場合→非役付一般従業員
 ③総合職、一般職など職掌の区分がある場合→総合職
 ④支給区分が明確でない場合は中間値で集計し、その他合理的範囲内で金額が確定できるものは集計に含めたが、不確定なものは除外した（以下各図表とも同じ）

図表4 本人の結婚祝金
(会社と共済会の合計、初婚)

-(社)、%-

合 計	(69) 100.0
1 万 円 台	1.4
2 万 //	2.9
3 万 //	5.8
4 万 //	17.4
5 万 //	18.8
6 万 //	17.4
7 万 //	5.8
8 万 //	10.1
10 万 //	7.2
11 万 //	2.9
12 万 //	2.9
13 万 円 以 上	7.2
平 均 (円)	68,667
最 高 (//)	250,000
〈中位数〉(//)	60,000
最 低 (//)	15,000

- [注] 1. 【図表3】の集計企業のうち、会社と共済会のいずれからも結婚祝金の支給がある企業について合計額を集計。
 2. 集計要領については【図表3】の【注2】を参照。

図表5 一律(定額)支給の場合の
本人の結婚祝金(初婚)

-(社)、%-

区 分	会 社	共 済 会
合 計	(128) 100.0	(73) 100.0
1 万 円 未 満		4.1
1 万 円 台	3.9	20.5
2 万 //	16.4	24.7
3 万 //	43.8	17.8
4 万 //	0.8	
5 万 //	21.9	21.9
6 万 //	1.6	1.4
7 万 //	2.3	4.1
8 万 //	1.6	2.7
10 万 //	6.3	1.4
11 万 円 以 上	1.6	1.4
平 均 (円)	40,977	32,781
最 高 (//)	250,000	130,000
〈中位数〉(//)	30,000	30,000
最 低 (//)	10,000	5,000

- [注] 【図表2】で「一律（定額）支給」と回答した企業を対象に集計。

図表6 勤続(入会)年数により異なる場合の本人の結婚祝金(初婚)

-(社)、%-

区 分	会 社			共 済 会		
	勤続1年	勤続3年	勤続5年	勤続(入会)1年	勤続(入会)3年	勤続(入会)5年
合 計	(145) 100.0	(146) 100.0	(146) 100.0	(34) 100.0	(34) 100.0	(34) 100.0
1万円未満	1.4			2.9		
1万円台	18.6	6.2	1.4	38.2	17.6	8.8
2万 //	35.9	13.7	9.6	26.5	26.5	23.5
3万 //	29.7	47.3	41.1	14.7	35.3	29.4
4万 //	0.7	1.4	0.7			2.9
5万 //	10.3	24.0	30.8	11.8	14.7	17.6
6万 //	0.7		0.7	2.9	2.9	2.9
7万 //	0.7	2.1	6.2	2.9	2.9	8.8
8万 //			2.1			2.9
10万 //	1.4	3.4	4.8			2.9
11万円以上	0.7	2.1	2.7			
平均(円)	27,228	38,322	45,753	24,059	29,118	37,647
最高(//)	200,000	200,000	200,000	70,000	70,000	100,000
〈中位数〉(//)	20,000	30,000	30,000	20,000	30,000	30,000
最低(//)	5,000	10,000	15,000	5,000	10,000	10,000

[注] 1. [図表2]で「勤続(入会)年数により異なる」と回答した企業を対象に集計。
2. 会社は“勤続3年以上から支給”のケースも含めているため社数が異なる。

再婚の場合 [図表7～8]

会社で71.7%、共済会で69.9%が支給。
支給内容はいずれも「初婚と同額」が7割台

再婚の場合にも、会社で71.7%、共済会で69.9%が祝金を支給している[図表7]。支給額は「初婚と同額」が7割台(会社で72.2%、共済会で73.4%)で、「初婚とは異なる額」の場合は“初婚の半額”が比較的多い(後掲[会社別一覧①]を参照いただきたい)。

祝金の水準を見ると[図表8]、会社では「初婚と同額」のケースで平均3万6047円、「初婚とは異なる額」のケースで平均2万182円であり、後者は前者に対して5割台の水準となっている。

一方、共済会では「初婚と同額」のケースで平均2万9879円、「初婚とは異なる額」のケースで平均1万7750円となり、同様に後者は約6割の水準である。

子どもが結婚する場合 [図表9～10]

会社・共済会とも約2割が支給。
平均額は会社で1.5万円

社員の子どもの結婚についても祝金を支給するかどうか尋ねたところ、支給企業は会社で17.4%、共済会で20.7%と約2割となった[図表9]。

平均額は、会社が1万4787円、共済会が1万2174円となり、いずれも分布は「1万～1万5000円未満」が最多(会社59.6%、共済会34.8%)である[図表10]。

本人出産祝金 [図表11～14]

会社・共済会とも約9割が支給。
分布は1万円台が最多

社員本人の出産祝金を支給している割合は、会社88.7%、共済会86.2%といずれも約9割である[図表11]。

図表 7 再婚における祝金の支給状況

-(社)、%-

区 分		会 社					
		全 産 業				製 造 業	非製造業
		規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計		(290) 100.0	(82) 100.0	(95) 100.0	(113) 100.0	(112) 100.0	(178) 100.0
支 給		71.7	70.7	64.2	78.8	68.8	73.6
不 支 給		20.3	23.2	23.2	15.9	22.3	19.1
ケースにより異なる		7.9	6.1	12.6	5.3	8.9	7.3
「支給」する 場合の内容	小 計	(205) 100.0	(58) 100.0	(60) 100.0	(87) 100.0	(76) 100.0	(129) 100.0
	初婚と同額	72.2	69.0	73.3	73.6	59.2	79.8
	初婚とは異なる額	27.8	31.0	26.7	26.4	40.8	20.2
区 分		共 済 会					
		全 産 業				製 造 業	非製造業
		規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計		(113) 100.0	(42) 100.0	(40) 100.0	(31) 100.0	(53) 100.0	(60) 100.0
支 給		69.9	71.4	65.0	74.2	71.7	68.3
不 支 給		23.0	14.3	32.5	22.6	22.6	23.3
ケースにより異なる		7.1	14.3	2.5	3.2	5.7	8.3
「支給」する 場合の内容	小 計	(79) 100.0	(30) 100.0	(26) 100.0	(23) 100.0	(38) 100.0	(41) 100.0
	初婚と同額	73.4	86.7	57.7	73.9	63.2	82.9
	初婚とは異なる額	26.6	13.3	42.3	26.1	36.8	17.1

[注] 1. 「支給」には、「2回目の再婚まで支給」といった回数の制限がある場合を含む。
 2. 「ケースにより異なる」は、「初婚・再婚を問わず、入社後初めての結婚についてのみ支給」「配偶者と死別により再婚の場合は支給」「離婚した者との復縁でなければ支給」など。

図表 8 再婚の祝金

-(社)、%-

区 分	会 社		共 済 会	
	初婚と同額	初婚とは異なる額	初婚と同額	初婚とは異なる額
合 計	(148) 100.0	(55) 100.0	(58) 100.0	(20) 100.0
1 万円未満		3.6	5.2	15.0
1 万円台	6.8	52.7	15.5	50.0
2 万 //	17.6	27.3	29.3	20.0
3 万 //	46.6	7.3	19.0	5.0
4 万 //	0.7	3.6		5.0
5 万 //	20.9	3.6	25.9	
6 万 //	1.4	1.8	1.7	5.0
7 万円以上	6.1		3.4	
平 均 (円)	36,047	20,182	29,879	17,750
最 高 (//)	200,000	65,000	70,000	65,000
〈中位数〉(//)	30,000	15,000	25,000	15,000
最 低 (//)	10,000	5,000	5,000	5,000

[注] 集計要領については[図表 3]の[注 2]を参照。

図表9 子どもが結婚する場合の祝金の支給状況

-(社)、%-

区 分	会 社					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(293) 100.0	(82) 100.0	(97) 100.0	(114) 100.0	(112) 100.0	(181) 100.0
支 給	17.4	17.1	18.6	16.7	16.1	18.2
不 支 給	82.6	82.9	81.4	83.3	83.9	81.8

区 分	共 済 会					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(116) 100.0	(43) 100.0	(42) 100.0	(31) 100.0	(53) 100.0	(63) 100.0
支 給	20.7	18.6	21.4	22.6	26.4	15.9
不 支 給	79.3	81.4	78.6	77.4	73.6	84.1

[注] 「支給」には、人数の制限がある場合を含む。

図表10 子どもの結婚祝金

-(社)、%-

区 分	会 社	共 済 会
合 計	(47) 100.0	(23) 100.0
5,000 円 未 満		4.3
5,000 ~ 1 万 //	4.3	26.1
1 万~1 万5,000 //	59.6	34.8
1 万5,000~2 万 //	4.3	4.3
2 万~2 万5,000 //	21.3	26.1
2 万 5,000 円 以 上	10.6	4.3
平 均 (円)	14,787	12,174
最 高 (//)	50,000	30,000
〈 中 位 数 〉 (//)	10,000	10,000
最 低 (//)	5,000	3,000

[注] 勤続（入会）年数の区分がある場合は、勤続（入会）3年で集計した。

祝金の水準を、第1子のケースで集計したところ[図表12]、会社・共済会とも分布は「1万円台」が最も多く（会社53.1%、共済会40.0%）、平均額は会社が2万2333円、共済会が1万6510円である。

近年、社員の育児支援や少子化対策を目的として、上記のような出産祝金とは別の位置づけで、高額の一時金を支給する事例（例えば出産時に100万円支給など）が見られるが、今回調査でも同様の支給例が数社あった。なお、このように一般的な祝金と性質が異なるとみられるものは本集計では除外している。

図表11 本人の出産祝金の支給状況

-(社)、%-

区 分	会 社					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(293) 100.0	(82) 100.0	(97) 100.0	(114) 100.0	(112) 100.0	(181) 100.0
支 給	88.7	80.5	94.8	89.5	85.7	90.6
不 支 給	11.3	19.5	5.2	10.5	14.3	9.4

区 分	共 済 会					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(116) 100.0	(43) 100.0	(42) 100.0	(31) 100.0	(53) 100.0	(63) 100.0
支 給	86.2	86.0	85.7	87.1	90.6	82.5
不 支 給	13.8	14.0	14.3	12.9	9.4	17.5

図表12 本人出産祝金(第1子の場合)

-(社)、%-

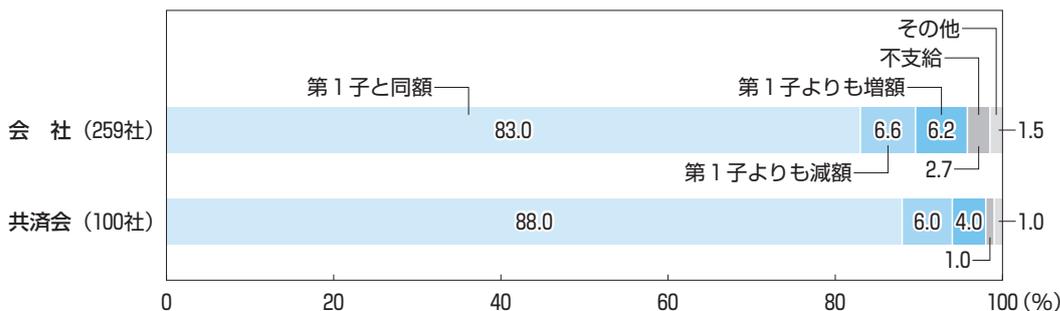
区 分	会 社	共 済 会
合 計	(258) 100.0	(100) 100.0
1 万 円 未 満	11.6	17.0
1 万 円 台	53.1	40.0
2 万 //	14.7	26.0
3 万 //	11.6	13.0
5 万 //	3.9	3.0
6 万 円 以 上	5.0	1.0
平 均 (円)	22,333	16,510
最 高 (//)	300,000	100,000
〈中位数〉(//)	10,000	10,000
最 低 (//)	5,000	3,000

- [注] 1. 「4万円台」と回答した企業はなかった。
 2. 【集計要領】集計対象としたのは以下のとおり。
 ①勤続(入会)年数の区分がある場合→勤続(入会)3年
 ②品物を贈る場合でも、“〇〇円相当”など金額が明らかなものは集計に含めた
 ③祝金とは性質の異なる“子育て支援のための特別一時金”等は集計から除外した

祝金を支給する場合、第2子以降についての取り扱いを尋ねたところ、「第1子と同額」が会社で83.0%、共済会で88.0%とほとんどを占める【図表13】。一方、「第1子よりも減額」「第1子よりも増額」はそれぞれ4~7%程度で少数派である。なお、「第2子は同額、第3子以降は増額」など、第3子以降で金額が変わるケースも見られたが、「その他」として集計した。また、第3子以降で大幅に増額するケースが数社見られ、少子化が進む中で自社なりの考えを反映した例といえよう。

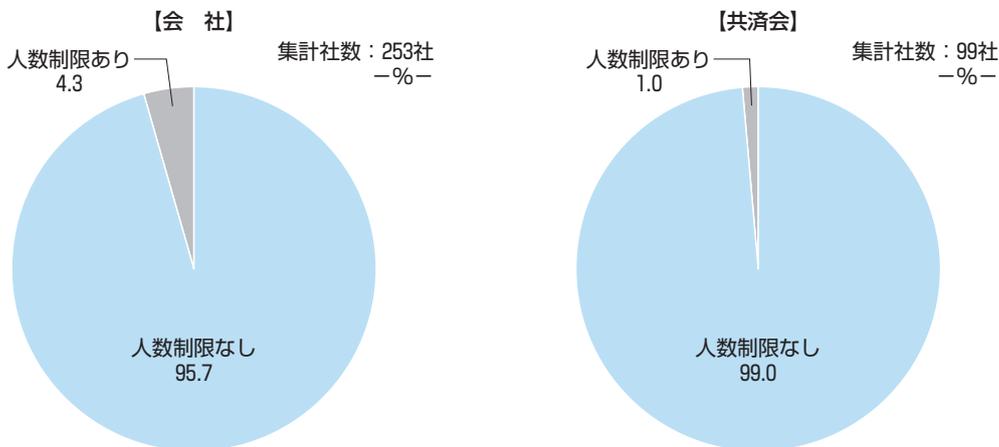
さらに、支給人数の制限の有無についても尋ねたところ、「人数制限なし」が会社95.7%、共済会99.0%とほとんどを占めている【図表14】。

図表13 第2子以降の出産祝金の取り扱い



[注] 「その他」は、“第2子は同額、第3子以降は増額”など、第3子以降で金額が増減するケース。

図表14 出産祝金の支給人数の制限の有無



配偶者出産の場合 [図表15~16]

8割超が支給。
内容は「本人出産と取り扱い・金額とも同じ」が大半

配偶者の出産について祝金を支給している割合は、会社で87.6%、共済会で81.7%であり [図表15]、[図表11] で見た本人出産の場合と大きな差はない。支給内容も、「本人出産と取り扱い・金額とも同じ」が9割台後半と大半である [図表16]。

夫婦ともに 自社の社員(会員)である場合の 出産祝金の取り扱い [図表17]

会社は「一方にのみ規定額を支給」、
共済会は「両方に規定額を支給」が最も多い

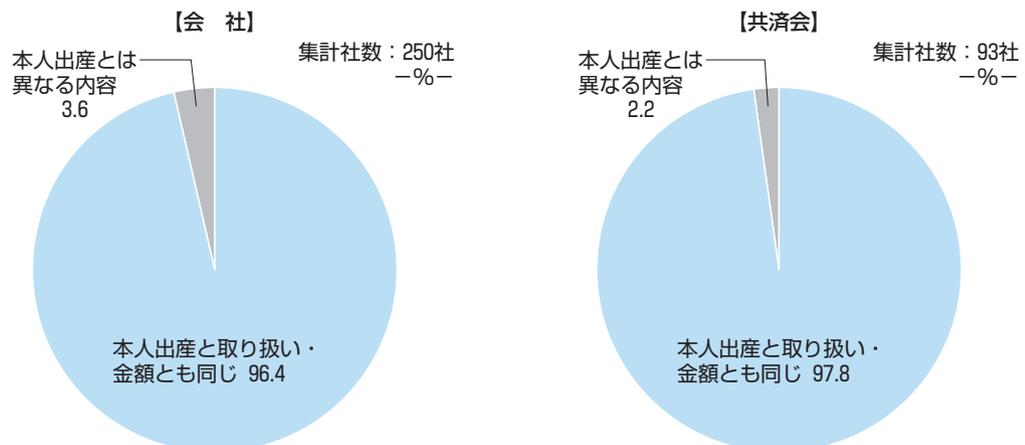
夫婦がともに自社の社員（共済会の会員）である場合、妻の出産時の祝金支給をどのように定めているかを尋ねた [図表17]。回答企業では、規程

図表15 配偶者の出産に対する祝金の支給状況

—(社)、%—

区 分	会 社					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(290) 100.0	(81) 100.0	(96) 100.0	(113) 100.0	(111) 100.0	(179) 100.0
支 給	87.6	81.5	90.6	89.4	84.7	89.4
不 支 給	12.4	18.5	9.4	10.6	15.3	10.6
区 分	共 済 会					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(115) 100.0	(43) 100.0	(42) 100.0	(30) 100.0	(52) 100.0	(63) 100.0
支 給	81.7	81.4	81.0	83.3	86.5	77.8
不 支 給	18.3	18.6	19.0	16.7	13.5	22.2

図表16 配偶者の出産に対する祝金の内容



[注] 「本人出産とは異なる内容」は、金額が異なるケースのほか、「配偶者が健康保険法上の被扶養者となっている場合に支給」など。

上明確なルールがないケースも見られたが、取り扱いが明らかなものについて集計したところ、会社は「一方にのみ規定額を支給」が66.7%と約3分の2を占める。対して共済会は、「両方に規定額を支給」が63.8%となり、会社とは取り扱いに傾向の違いが見られる。

子どもの入学祝金 [図表18~19]

会社9.3%、共済会35.7%が支給。
小学校・中学校では
5000~1万5000円未満に集中

社員の子どもの入学祝金を支給する割合は、会社で9.3%、共済会で35.7%である [図表18]。

今回の調査では、小学校・中学校・高校の入学

図表17 夫婦ともに自社の社員(会員)である場合の出産祝金の取り扱い

-(社)、%-

区 分	会 社					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(252) 100.0	(66) 100.0	(86) 100.0	(100) 100.0	(94) 100.0	(158) 100.0
両方に規定額を支給	31.7	36.4	31.4	29.0	26.6	34.8
一方にのみ規定額を支給	66.7	62.1	67.4	69.0	71.3	63.9
そ の 他	1.6	1.5	1.2	2.0	2.1	1.3
区 分	共 済 会					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(94) 100.0	(35) 100.0	(34) 100.0	(25) 100.0	(45) 100.0	(49) 100.0
両方に規定額を支給	63.8	74.3	52.9	64.0	68.9	59.2
一方にのみ規定額を支給	35.1	25.7	44.1	36.0	28.9	40.8
そ の 他	1.1		2.9		2.2	

図表18 子どもの入学祝金の支給状況

-(社)、%-

区 分	会 社					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(291) 100.0	(82) 100.0	(95) 100.0	(114) 100.0	(112) 100.0	(179) 100.0
支 給	9.3	6.1	15.8	6.1	9.8	8.9
不 支 給	90.7	93.9	84.2	93.9	90.2	91.1
区 分	共 済 会					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(115) 100.0	(43) 100.0	(41) 100.0	(31) 100.0	(53) 100.0	(62) 100.0
支 給	35.7	34.9	31.7	41.9	37.7	33.9
不 支 給	64.3	65.1	68.3	58.1	62.3	66.1

に限定して、祝金の金額を回答いただいた。平均額は、会社で小学校1万9593円、中学校2万4583円、高校4万3833円、共済会で小学校1万692円、中学校1万1857円、高校1万4231円である（いずれも高校は集計社数が少ない点に留意いただきたい）[図表19]。分布を見ると、小学校・中学校の入学時については「5000～1万円未満」もしくは

「1万～1万5000円未満」が最多となっており、この二つの階級を合わせた5000～1万5000円未満の範囲に分布が集中している。一方、高校はそれよりも高額な金額帯の分布が多い。

なお、現金の「祝金」ではなく図書カードや品物を贈る企業も見られたが、金額が明らかな場合はそれらも集計に含めている。

図表19 子どもの入学祝金

—(社)、%—

区 分	会 社			共 済 会		
	小学校	中学校	高 校	小学校	中学校	高 校
合 計	(27) 100.0	(12) 100.0	(6) 100.0	(39) 100.0	(21) 100.0	(13) 100.0
5,000 円 未 満	18.5	16.7	16.7	5.1	9.5	7.7
5,000 ～ 1 万 //	29.6	33.3	16.7	25.6	19.0	15.4
1万～1万5,000 //	33.3	16.7		48.7	42.9	30.8
1万5,000～2万 //				5.1	9.5	
2万～2万5,000 //	3.7	8.3		10.3	9.5	38.5
2万5,000～3万 //			16.7			
3万～3万5,000 //	3.7	8.3	16.7	5.1	9.5	7.7
3 万 5,000 円 以 上	11.1	16.7	33.3			
平 均 (円)	19,593	24,583	43,833	10,692	11,857	14,231
最 高 (//)	200,000	100,000	100,000	30,000	30,000	30,000
〈 中 位 数 〉 (//)	10,000	7,500	27,500	10,000	10,000	10,000
最 低 (//)	2,000	2,000	3,000	1,500	2,000	3,000

[注] 【集計要領】 集計対象としたのは以下のとおり。

①勤続（入会）年数の区分がある場合→勤続（入会）3年

②図書カードなどの金券や品物を贈る場合でも、“〇〇円相当”など金額が明らかなものは集計に含めた

3 香典・弔慰金

本人が死亡した場合の香典・弔慰金等の支給状況と基準 [図表20～22]

会社の場合、香典は「一律（定額）支給」、弔慰金は「勤続年数により異なる」が最多

社員本人が亡くなった場合、会社99.3%、共済会97.4%とほとんどの企業が香典や弔慰金などを支給している [図表20]。

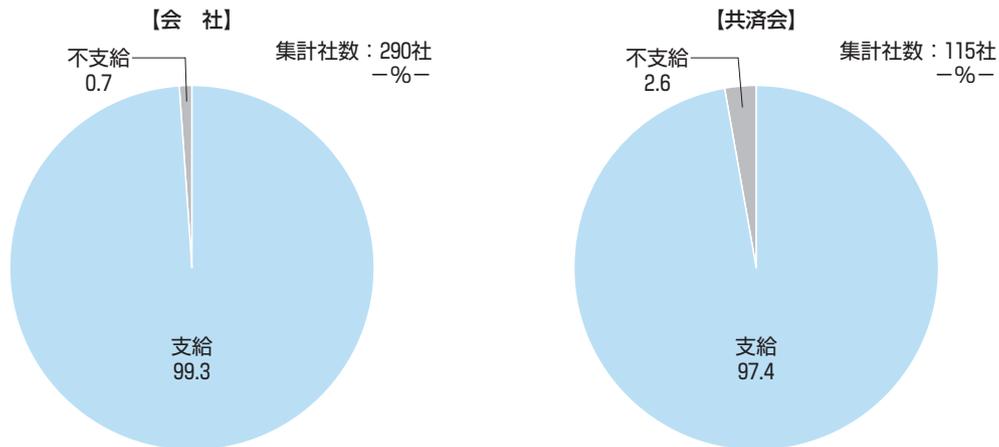
どのような基準で香典・弔慰金を支給しているのか、支給基準（複数回答）について尋ねたところ、香典は「一律（定額）支給」が会社50.3%、共済会

85.0%でともに最多であった [図表21]。規模別・産業別に見ても同様で、香典については、会社・共済会のどちらも“一律支給”が主流になっている。

次に弔慰金について見ると、会社では「勤続年数により異なる」が38.0%で最多であり、「業務上の傷病・私傷病により異なる」が33.8%、「役職・資格により異なる」が28.2%と続く [図表22]。香典とは異なり、「一律（定額）支給」は23.5%と2割台にとどまった。

共済会では香典と同様に「一律（定額）支給」が65.4%と最多であり、弔慰金に関しては、会社とは支給額の決め方が異なる傾向にある。

図表20 本人が死亡した場合の香典・弔慰金等の支給状況



[注] ここでは、香典または弔慰金など、本人が死亡した場合に何らかの支給があるかについて尋ねたため、香典・弔慰金別には調べていない。

図表21 本人が死亡した場合の香典の支給基準(複数回答)

-(社)、%-

区分	会社					
	全産業				製造業	非製造業
	規模計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合計	(151) 100.0	(48) 100.0	(57) 100.0	(46) 100.0	(61) 100.0	(90) 100.0
一律(定額)支給	50.3	58.3	49.1	43.5	44.3	54.4
業務上の傷病・私傷病により異なる	16.6	18.8	15.8	15.2	21.3	13.3
勤続年数により異なる	28.5	29.2	29.8	26.1	37.7	22.2
役職・資格により異なる	17.9	14.6	17.5	21.7	16.4	18.9
扶養家族の有無により異なる	2.6		5.3	2.2	3.3	2.2
その他	4.0	2.1	3.5	6.5	4.9	3.3
区分	共済会					
	全産業				製造業	非製造業
	規模計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合計	(40) 100.0	(12) 100.0	(17) 100.0	(11) 100.0	(18) 100.0	(22) 100.0
一律(定額)支給	85.0	75.0	82.4	100.0	77.8	90.9
業務上の傷病・私傷病により異なる	5.0	16.7			5.6	4.5
勤続(入会)年数により異なる	12.5	25.0	11.8		16.7	9.1
役職・資格により異なる						
扶養家族の有無により異なる	2.5		5.9		5.6	
その他						

[注] 「その他」は、「基本給〇カ月分」「世帯主・非世帯主により異なる」など。

図表22 本人が死亡した場合の弔慰金の支給基準(複数回答)

-(社)、%-

区 分	会 社					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(234) 100.0	(66) 100.0	(75) 100.0	(93) 100.0	(85) 100.0	(149) 100.0
一律(定額)支給	23.5	25.8	17.3	26.9	18.8	26.2
業務上の傷病・私傷病により異なる	33.8	24.2	40.0	35.5	32.9	34.2
勤続年数により異なる	38.0	34.8	41.3	37.6	48.2	32.2
役職・資格により異なる	28.2	36.4	29.3	21.5	27.1	28.9
扶養家族の有無により異なる	9.4	12.1	12.0	5.4	9.4	9.4
そ の 他	11.1	7.6	13.3	11.8	14.1	9.4
区 分	共 済 会					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(81) 100.0	(32) 100.0	(29) 100.0	(20) 100.0	(37) 100.0	(44) 100.0
一律(定額)支給	65.4	59.4	62.1	80.0	64.9	65.9
業務上の傷病・私傷病により異なる	1.2	3.1			2.7	
勤続(入会)年数により異なる	19.8	25.0	24.1	5.0	21.6	18.2
役職・資格により異なる	2.5		3.4	5.0	2.7	2.3
扶養家族の有無により異なる	12.3	15.6	10.3	10.0	8.1	15.9
そ の 他	4.9	6.3	3.4	5.0	8.1	2.3

[注] 「その他」は、「基本給〇カ月分」「年齢により異なる」「世帯主・非世帯主により異なる」など。

本人が死亡した場合の 香典・弔慰金等の支給額 [図表23~26]

保険加入“なし”の場合、
香典+弔慰金の平均額は
会社が34万1923円、共済会が29万9770円

本人が亡くなった際に会社または共済会から支給される金額(香典または弔慰金もしくはその両方)について、総合福祉団体定期保険などの保険加入の有無別に見ていこう(集計要領については[図表23]の[注4]を、各香典・弔慰金の具体的な支給内容については後掲[会社別一覧①]を参照いただきたい)。なお、香典と弔慰金の両方に回答があり「香典」が保険加入“なし”、「弔慰金」が保険加入“あり”のケースは、「保険加入あり」に含めているので留意いただきたい。

まず、保険加入“あり”の場合は、会社では

「100万円台」が27.0%で最も多く、100万~300万円台に48.3%が集中している[図表23]。平均額は、会社が約282万円、共済会が約186万円であった。分布が幅広く、平均額では最大値・最小値といった両極の数値が影響する場合もあるため、中位数(全数値のちょうど真ん中に位置する値)も併せて参照いただきたい。

保険加入“なし”の場合は、分布にかなりの幅があるが、会社・共済会とも「10万円台」が最も多く(会社36.2%、共済会21.8%)、次に「5万~9万円台」が続く。平均額は会社が34万1923円、共済会が29万9770円。中位数は、会社・共済会とも10万円である。保険に加入せず100万円以上と高額な弔慰金を支給する企業に理由を尋ねたところ、「在職中の社員が亡くなるケースはまれなため、保険には加入していない」「保険料負担を考えると、事例発生の都度会社が負担したほうがよい」との

ことであった。

次に、香典と弔慰金別に支給額を見ていく。香典について、保険加入の有無にかかわらず支給される平均額は会社が11万8934円、共済会が11万9615円となった[図表24]。保険“あり”のケースが少ないため参考程度ではあるが、保険加入の有無別に見てもともに10万円台であり、香典に関しては、保険加入の有無や会社と共済会による大きな違いは見られない。弔慰金は会社が約165万円、共済会が約62万円である一方、保険加入“あり”の場合は会社が約323万円、共済会が約196万円、

保険加入“なし”の場合は会社が約39万円、共済会が約36万円と保険加入の有無で大きな違いが見られた。

[図表24]は、香典・弔慰金ごとに[図表23]の[注4]の集計要領に沿って集計したものであるが、さらに「一律（定額）支給」または「勤続年数により異なる」と回答した企業を対象に集計したのが[図表25～26]である。

会社支給における「勤続年数により異なる」場合について、保険の有無にかかわらず支給される金額を見てみよう[図表26]。平均額では最大値・

図表23 本人死亡の場合の香典+弔慰金の分布状況

-(社)、%-

区 分	会 社	うち保険加入の有無		共 済 会	うち保険加入の有無	
		あ り	な し		あ り	な し
合 計	(219) 100.0	(89) 100.0	(130) 100.0	(101) 100.0	(14) 100.0	(87) 100.0
5 万 円 未 満	1.4		2.3	12.9		14.9
5 万 ～ 9 万 円 台	13.2		22.3	17.8		20.7
10 万 //	26.5	12.4	36.2	20.8	14.3	21.8
20 万 //	11.0	4.5	15.4	8.9	7.1	9.2
30 万 //	7.3	4.5	9.2	6.9		8.0
40 万 //	1.8	2.2	1.5	5.9		6.9
50 万 //	2.7	4.5	1.5	6.9	14.3	5.7
60 万 ～ 90 万 //	1.8	2.2	1.5	3.0		3.4
100 万 //	14.6	27.0	6.2	7.9	21.4	5.7
200 万 //	7.3	14.6	2.3	5.0	14.3	3.4
300 万 //	3.2	6.7	0.8	2.0	14.3	
400 万 //	0.9	2.2				
500 万 //	3.2	7.9		2.0	14.3	
600 万 円 以 上	5.0	11.2	0.8			
平 均 (円)	1,347,603	2,816,573	341,923	516,436	1,862,857	299,770
〈 中 位 数 〉 (円)	250,000	1,200,000	100,000	150,000	1,365,000	100,000

- [注] 1. “保険加入”とは、香典・弔慰金に充当するための（一部充当も含む）総合福祉団体定期保険や共済保険等への加入を示す（[図表24～26]も同じ）。
2. 「香典」または「弔慰金」もしくはその両方に回答のあった企業を集計。両方に回答があったケースで「香典」が保険加入“なし”、「弔慰金」が保険加入“あり”のケースは「保険加入あり」に含めた。「香典」が保険加入“あり”、「弔慰金」が保険加入“なし”のケースはなかった。
3. 「香典」は金額設定、「弔慰金」は“基本給〇カ月”等、香典+弔慰金の金額が不明なケースは、集計から除いている。
4. 【集計要領】集計対象としたのは以下のとおり。
- ①世帯主・非世帯主、有扶・無扶の区分がある場合→世帯主または有扶
 - ②勤続（入会）年数の区分がある場合→勤続（入会）10年
 - ③職級・資格の区分がある場合→非役付一般従業員
 - ④業務上の傷病・私傷病の区分がある場合→私傷病
 - ⑤「……円以内」とある場合→限度額
 - ⑥「……円以上」とある場合→最低額
 - ⑦「供花代」は集計から除外した
 - ⑧総合福祉団体定期保険や共済保険等への加入が不明なものは集計から除外した

図表24 本人が死亡した場合の香典・弔慰金の支給額

-(社)、円-

区 分		会 社		共 済 会	
香 典	平均額 〈中位数〉	(136)	118,934 100,000	(39)	119,615 100,000
	うち、保険加入あり	(15)	160,667	(1)	100,000
	加入なし	(121)	113,760	(38)	120,132
弔慰金	平均額 〈中位数〉	(185)	1,647,351 300,000	(80)	617,313 225,000
	うち、保険加入あり	(82)	3,232,927	(13)	1,963,846
	加入なし	(103)	385,049	(67)	356,045

- [注] 1. 「香典」のみで100万円以上の回答があったケースは、企業内での呼称にかかわらず「弔慰金」として集計に含めた（[図表25~26]も同じ）。
2. 集計要領については[図表23]の[注4]を参照。

図表25 一律(定額)支給の場合の本人死亡の香典・弔慰金

-(社)、円-

区 分		会 社		共 済 会	
香 典	平均額 〈中位数〉	(76)	119,211 100,000	(34)	116,324 85,000
	うち、保険加入あり	(6)	160,000	(1)	100,000
	加入なし	(70)	115,714	(33)	116,818
弔慰金	平均額 〈中位数〉	(53)	1,501,698 500,000	(53)	542,642 150,000
	うち、保険加入あり	(25)	2,936,000	(7)	1,728,571
	加入なし	(28)	221,071	(46)	362,174

- [注] 1. [図表21~22]で「一律(定額)支給」と回答した企業を対象に集計。
2. 「供花代」は集計から除外した。
3. 総合福祉団体定期保険や共済保険等への加入が不明なものは集計から除外した。

図表26 勤続年数により異なる場合の本人死亡の香典・弔慰金(会社支給の場合)

-(社)、円-

区 分		勤続1年	勤続3年	勤続5年	勤続10年	勤続20年
香 典	平均額 〈中位数〉	(33) 59,091 50,000	(33) 77,273 60,000	(33) 100,606 100,000	(33) 122,424 100,000	(33) 130,000 100,000
	うち、保険加入あり	(4) 87,500	(4) 100,000	(4) 125,000	(4) 187,500	(4) 225,000
	加入なし	(29) 55,172	(29) 74,138	(29) 97,241	(29) 113,448	(29) 116,897
弔慰金	平均額 〈中位数〉	(62) 713,548 100,000	(66) 822,424 100,000	(67) 1,023,731 150,000	(67) 1,303,433 200,000	(67) 1,535,075 200,000
	うち、保険加入あり	(23) 1,715,652	(25) 1,918,400	(26) 2,334,615	(26) 2,950,000	(26) 3,496,154
	加入なし	(39) 122,564	(41) 154,146	(41) 192,439	(41) 259,268	(41) 291,463

- [注] 1. [図表21~22]で「勤続年数により異なる」と回答した企業を対象に集計。
2. 「弔慰金」は、「勤続年数5年以上から支給」等のケースも含めているため、社数が異なる。
3. 「勤続年数により異なる」かつ別の基準があるケースは、[図表23]の[注4]①③④で集計。

最小値といった両極の数値が影響する場合もあるため、中位数で見ると、香典は勤続1年が5万円、3年が6万円、5・10・20年が10万円であり、勤続5年未満／以上で差をつけているケースが多い。弔慰金の中位数は勤続1・3年が10万円、5年が15万円、10・20年が20万円であり、こちらは5年未満／以上に加えて10年未満／以上で差をつけているケースが多い。

家族・親族の死亡弔慰金の支給状況 [図表27]

配偶者、子ども、本人の父母に対しては、会社では9割以上、共済会では約9割が無条件で支給

社員の家族・親族が亡くなった場合の弔慰金の支給状況について見ていこう [図表27]。なお、本人死亡の場合は、香典・弔慰金別にも集計したが、家族・親族の場合は香典として支給している場合もまとめて死亡弔慰金として集計しているのを留

意いただきたい。

社員の配偶者、子ども、本人の父母の死亡に対しては、会社では93～97%台、共済会でも87～92%台とほとんどの企業が、特に条件を付すことなく弔慰金を支給している。「同居ならば支給」「扶養ならば支給」といった条件を設けるケースは、ごくわずかである。

一方、配偶者の父母については、無条件で支給する割合は会社61.0%、共済会59.3%であり、条件付きで支給はそれぞれ18.2%、11.5%となっている。支給条件は、「同居ならば支給」が会社では7割台、共済会では6割台を占め、「喪主ならば支給」「扶養ならば支給」は少数である（複数回答）。

本人の兄弟姉妹や祖父母となると、「不支給」が会社・共済会ともに4～5割台になり、不支給のケースが増える。無条件で支給は2～3割台にまで減少し、条件付きで支給するケースでも配偶者の父母と同様、「同居ならば支給」が約6～7割を占めている。

図表27 家族・親族の死亡弔慰金の支給状況

—(社)、%—

区 分	会 社				共 済 会				
	合 計	支 給 状 況			合 計	支 給 状 況			
		①支給	②条件付きで支給	③不支給		①支給	②条件付きで支給	③不支給	
配偶者	(291) 100.0	97.3		2.7	(112) 100.0	92.0		8.0	
子ども	(292) 100.0	93.2	4.1	2.7	(114) 100.0	87.7	4.4	7.9	
本人の	父母	(291) 100.0	96.6	0.7	2.7	(114) 100.0	90.4		9.6
	兄弟姉妹	(292) 100.0	37.0	22.9	40.1	(114) 100.0	33.3	18.4	48.2
祖父母	(292) 100.0	28.8	25.0	46.2	(113) 100.0	30.1	18.6	51.3	
配偶者の父母	(292) 100.0	61.0	18.2	20.9	(113) 100.0	59.3	11.5	29.2	
区 分	「②条件付きで支給」の場合の内容（複数回答）				「②条件付きで支給」の場合の内容（複数回答）				
	小 計	扶養ならば支給	同居ならば支給	喪主ならば支給	小 計	扶養ならば支給	同居ならば支給	喪主ならば支給	
配偶者	(12) 100.0	75.0	33.3	25.0	(5) 100.0	80.0	20.0	20.0	
子ども	(2) 100.0	100.0		50.0					
本人の	父母	(65) 100.0	24.6	75.4	18.5	(21) 100.0	23.8	76.2	19.0
	兄弟姉妹	(71) 100.0	21.1	76.1	19.7	(21) 100.0	23.8	66.7	28.6
祖父母	(52) 100.0	17.3	75.0	21.2	(13) 100.0	30.8	61.5	30.8	

[注] 会社と共済会の「配偶者」と共済会の「本人の父母」は「②条件付きで支給」するケースはなかった。

家族・親族の 死亡弔慰金の水準 [図表28～31]

会社支給の平均額は、
配偶者 5万2909円、子ども 3万528円、
本人の父母 2万7642円

社員の配偶者、子ども、本人の父母が亡くなった際に支給される死亡弔慰金の水準について見ていく（集計要領については[図表28]の[注]を参照いただきたい）。平均額は、配偶者が会社 5万2909円・共济会 7万3370円、同様に子どもが 3万528円・3万3404円、本人の父母が 2万7642円・2万4639円である[図表28]。

分布状況を見ると、配偶者の場合、会社では「5万円台」が37.3%で最も多く、3万～5万円台に約7割が集中している。共济会も「5万円台」が22.0%で最も多く、2万～5万円台に半数が分布している。子どもと本人の父母については、会社・

共济会とも1万～3万円台に65～80%が集中している。

[図表28]は、弔慰金の支給基準をまとめて集計したものであるが、さらに「一律（定額）支給」または「勤続年数により異なる」と回答した企業別に集計したのが[図表29～30]である。会社支給で「勤続年数により異なる」場合の中位数を見る

図表29 一律(定額)支給の場合の配偶者・子ども・本人の父母の死亡弔慰金

—(社)、円—

区 分		会 社	共 済 会
配偶者	平均額	(188) 54,202	(93) 74,054
	<中位数>	50,000	50,000
子ども	平均額	(185) 30,838	(82) 34,598
	<中位数>	30,000	25,000
本人の父母	平均額	(189) 26,878	(85) 23,882
	<中位数>	30,000	20,000

[注] [図表28]で「一律（定額）支給」の回答があった企業を集計。

図表28 配偶者・子ども・本人の父母の死亡弔慰金

—(社)、%—

区 分	会 社			共 済 会		
	配 偶 者	子 ども	本人の父母	配 偶 者	子 ども	本人の父母
合 計	(263) 100.0	(265) 100.0	(265) 100.0	(100) 100.0	(99) 100.0	(97) 100.0
1 万 円 未 満		0.8	0.4	3.0	7.1	7.2
1 万 円 台	4.2	14.0	15.5	10.0	21.2	25.8
2 万 //	6.8	31.3	30.9	15.0	21.2	21.6
3 万 //	29.7	34.0	36.6	13.0	22.2	28.9
4 万 //	2.7	2.6	3.0		1.0	1.0
5 万 //	37.3	12.5	10.9	22.0	16.2	13.4
6 万 //	0.8		0.8		1.0	
7 万 //	2.7	1.1	0.8	5.0	3.0	2.1
8 万 //	2.3			3.0		
9 万 //	0.4					
10 万 //	11.8	3.4	1.1	19.0	6.1	
20 万 //	0.8	0.4		8.0	1.0	
30 万 円 以 上	0.8			2.0		
平 均 (円)	52,909	30,528	27,642	73,370	33,404	24,639
<中位数> (円)	50,000	30,000	30,000	50,000	30,000	20,000

[注] [集計要領] 集計対象としたのは以下のとおり。

- ①「香典」または「弔慰金」もしくはその両方に回答のあった企業を集計
- ②[図表23]の[注4]②③⑤⑥⑦と同じ
- ③喪主・非喪主、同居・非同居、扶養・非扶養の区分がある場合→喪主または同居または扶養

と、配偶者は勤続1・3年が3万円、5年4万円、10・20年が5万円であり、5年未満／以上と10年未満／以上で差をつけているケースが多い。子どもと本人の父母は勤続1・3年が2万円、5・10・20年が3万円であり、こちらは5年未満／以上で差をつけているケースが多い。

次に、本人の兄弟姉妹と祖父母、配偶者の父母について見てみる【図表31】。喪主・非喪主、同居・非同居、扶養・非扶養により金額に差がある場合

は、本人の兄弟姉妹と祖父母は「喪主」または「同居」または「扶養」のケースで、配偶者の父母は「非喪主」または「非同居」または「非扶養」のケースで集計した。

分布状況は、会社・共済会とも「1万円台」に集中している。平均額も、本人の兄弟姉妹と祖父母が1万～1万3000円程度、配偶者の父母が1万6000～1万7000円程度である。

図表30 勤続年数により異なる場合の配偶者・子ども・本人の父母の死亡弔慰金(会社支給の場合)

-(社)、円-

区 分		勤続1年	勤続3年	勤続5年	勤続10年	勤続20年
配 偶 者	平均額	(50) 28,800	(50) 36,800	(50) 45,100	(50) 53,800	(50) 54,200
	<中位数>	30,000	30,000	40,000	50,000	50,000
子 ども	平均額	(44) 19,205	(44) 24,318	(44) 28,523	(44) 32,386	(44) 32,841
	<中位数>	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000
本人の父母	平均額	(45) 18,556	(45) 23,667	(45) 27,333	(45) 31,444	(45) 31,889
	<中位数>	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000

- [注] 1. 【図表28】で「勤続年数により異なる」回答があった企業を集計。
 2. 「勤続年数により異なる」かつ職級・資格の区分がある場合は、「非役付一般従業員」、喪主・非喪主の区分がある場合は「喪主」で集計した。

図表31 本人の兄弟姉妹と祖父母・配偶者の父母の死亡弔慰金

-(社)、%-

区 分	会 社			共 済 会		
	本人の兄弟姉妹	本人の祖父母	配偶者の父母	本人の兄弟姉妹	本人の祖父母	配偶者の父母
合 計	(165) 100.0	(149) 100.0	(169) 100.0	(56) 100.0	(52) 100.0	(62) 100.0
5,000 円 未 満	1.2	1.3		3.6	3.8	4.8
5,000～9,000円台	13.3	16.8	5.9	35.7	34.6	21.0
1 万 //	60.6	60.4	45.6	42.9	46.2	33.9
2 万 //	17.0	16.8	26.0	10.7	9.6	22.6
3 万 //	4.2	1.3	18.9	7.1	5.8	11.3
4 万 円 以 上	3.6	3.4	3.6			6.5
平 均 (円)	13,497	12,577	17,604	10,679	10,346	16,145
<中位数> (//)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

- [注] 【集計要領】集計対象としたのは以下のとおり。
 ①「香典」または「弔慰金」もしくはその両方に回答のあった企業を集計
 ②【図表23】の【注4】②③⑤⑥⑦と同じ
 ③喪主・非喪主、同居・非同居、扶養・非扶養の区分がある場合→本人の兄弟姉妹と祖父母は喪主または同居または扶養、配偶者の父母は非喪主または非同居または非扶養

4 傷病見舞金

本人に対する傷病見舞金 [図表32~34]

会社74.0%、共済会86.7%が支給。
休業1カ月の場合の平均額は
ともに1万2000円程度

社員本人が病気やけがで休業した場合に見舞金を支給する割合は、会社74.0%、共済会86.7%である [図表32]。

[図表33]では、休業が1カ月（30日）に及んだ場合の見舞金の水準を集計した。なお、賃金にリンクさせた「休業補償」や日額で決められている「医療補償」の性格のもの、また「高度障害のみを対象」とするものは除外している。平均額は、会社1万2458円、共済会1万2712円。いずれも「1万円台」が会社52.0%、共済会38.4%と最多である。詳しい内容は、後掲[会社別一覧②]を参照いただきたい。

なお[図表33]は、業務上の傷病・私傷病別に回答のあった場合は「私傷病」を集計している（[図表33]の[注]の集計要領を参照いただきたい）。一方で、業務上の傷病・私傷病別に金額が異なる回答のあった企業を集計したところ [図表34]、平均額は業務上の傷病が2万6543円、私傷病が1万

円となった。分布状況を見ると、業務上の傷病は2万円台が35.7%、私傷病は1万円台が61.4%で最多である。

図表33 本人の傷病見舞金(休業1カ月)

—(社)、%—

区 分	会 社	共 済 会
合 計	(177) 100.0	(73) 100.0
5,000 円 未 満	2.3	2.7
5,000～9,000円台	22.6	27.4
1 万 //	52.0	38.4
2 万 //	16.4	26.0
3 万 //	4.5	4.1
4 万 円 以 上	2.3	1.4
平 均 (円)	12,458	12,712
最 高 (//)	50,000	50,000
<中位数> (//)	10,000	10,000
最 低 (//)	2,000	3,000

[注] [集計要領] 集計対象としたのは以下のとおり。

- ①休業が1カ月（30日）に及んだ場合の給付額を集計
- ②業務上の傷病・私傷病の区分がある場合→私傷病（なお、業務上の傷病のみ支給するケースは除外した）
- ③世帯主・非世帯主、有扶・無扶の区分がある場合→世帯主または有扶
- ④勤続（入会）年数の区分ある場合→勤続（入会）10年
- ⑤職級・資格の区分がある場合→非役付一般従業員
- ⑥災害・病気、けが・病気の区分がある場合→病気
- ⑦入院・自宅療養の区分がある場合→入院
- ⑧「休業補償」「医療補償」の性格のもの、「高度障害のみを対象」とするものは除外した

図表32 本人に対する傷病見舞金の支給状況

—(社)、%—

区 分	会 社					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300～999人	300人未満		
合 計	(292) 100.0	(82) 100.0	(96) 100.0	(114) 100.0	(112) 100.0	(180) 100.0
支 給	74.0	73.2	77.1	71.9	72.3	75.0
不 支 給	26.0	26.8	22.9	28.1	27.7	25.0
区 分	共 済 会					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300～999人	300人未満		
合 計	(113) 100.0	(41) 100.0	(41) 100.0	(31) 100.0	(51) 100.0	(62) 100.0
支 給	86.7	90.2	87.8	80.6	82.4	90.3
不 支 給	13.3	9.8	12.2	19.4	17.6	9.7

図表34 業務上の傷病・私傷病別に見た本人の傷病見舞金
(休業1カ月・会社支給の場合)

-(社)、%-

区 分	業務上の傷病	私 傷 病
合 計	(70) 100.0	(70) 100.0
5,000 円 未 満		1.4
5,000 ～ 9,000 円 台	4.3	27.1
1 万 //	18.6	61.4
2 万 //	35.7	8.6
3 万 //	27.1	1.4
4 万 //	1.4	
5 万 //	8.6	
6 万 円 以 上	4.3	
平 均 (円)	26,543	10,000
最 高 (//)	100,000	30,000
<中 位 数> (//)	20,000	10,000
最 低 (//)	5,000	2,000

[注] [図表33]で業務上の傷病・私傷病別に金額が異なる場合を集計。
集計要領については[図表33]の[注](②以外)を参照。

5 災害見舞金

支給状況と2020年以降の 見直し・改定の有無 [図表35～36]

会社・共済会とも8割超が見舞金を支給。
2020年以降、何らかの見直し・改定を
実施したのは1割未満

火災や風水害などで、社員の住居や家財が被災した場合に災害見舞金を支給している割合は、会社が83.2%、共済会が85.0%となった[図表35]。

これら「支給あり」と答えた企業を対象に、2020年以降での、見舞金支給基準や水準の見直し・改定の有無を尋ねたところ、実施割合は会社が6.7%、共済会が5.4%となった[図表36]。見直し内容についての具体的な記入は多くなかったものの、「「激甚災害」の取り扱いを追加」「給付額の引き上げ(10%程度)」「給付条件に中規模半壊、準半壊等を追加」などが挙げられている。また、「パートタイマーを支給対象に追加」など、支給対象の拡大を図った例も同様に見られた。

全損失・半損失の場合の 支給水準 [図表37～38]

平均額は全損失で
会社14.0万円、共済会21.9万円。
半損失で同7.6万円、13.6万円

被災の程度別に見舞金の水準を集計した(集計要領については[図表37]の[注]を参照いただきたい)。まず、被災程度が最も大きい全損失の場合、会社では「10万～15万円未満」が37.0%で最も多く、以下「5万～10万円未満」21.4%、「20万～25万円未満」16.2%と続く。平均額は13万9538円であった。共済会の場合も含め、詳しい内容は、後掲[会社別一覧③]を参照いただきたい。

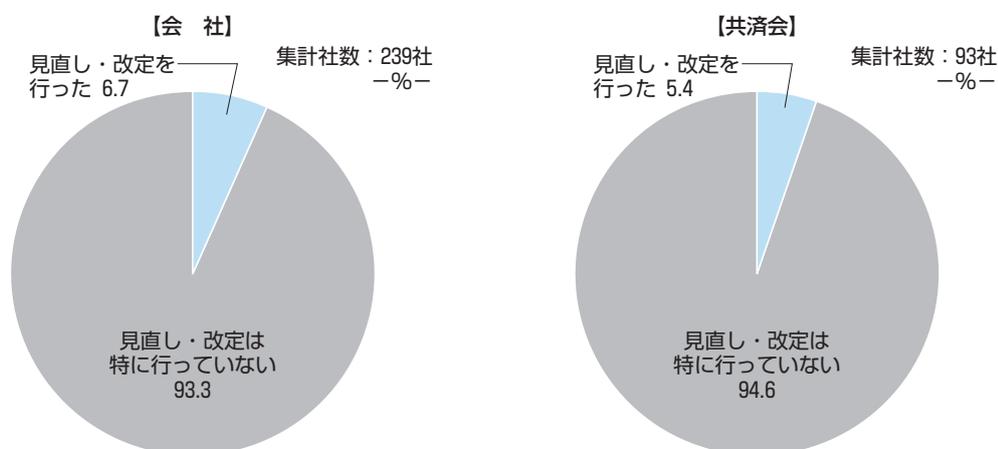
共済会は「5万～10万円未満」が21.1%で最も多く、次いで「10万～15万円未満」と「20万～25万円未満」がともに15.8%で続いている。平均額は21万9123円で会社平均の1.5倍程度となっており、会社と比べて30万円以上の分布割合が高いこ

図表35 災害見舞金の支給状況

-(社)、%-

区 分	会 社					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(291) 100.0	(81) 100.0	(96) 100.0	(114) 100.0	(111) 100.0	(180) 100.0
支 給	83.2	85.2	86.5	78.9	81.1	84.4
不 支 給	16.8	14.8	13.5	21.1	18.9	15.6
区 分	共 済 会					
	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(113) 100.0	(43) 100.0	(40) 100.0	(30) 100.0	(51) 100.0	(62) 100.0
支 給	85.0	90.7	87.5	73.3	86.3	83.9
不 支 給	15.0	9.3	12.5	26.7	13.7	16.1

図表36 災害見舞金の支給内容等に関する見直し・改定の実施状況(2020年以降)



とが、平均額に影響を及ぼしているものとみられる。ちなみに両者の中位数は、会社が10万円、共済会が16万円となっている。

次に半損失の場合、会社・共済会とも「5万～10万円未満」が最も多く（会社39.8%、共済会24.5%）、15万円未満に会社は9割弱、共済会は6割弱が分布している。

平均額は会社が7万6301円、共済会が13万6102円。おおむね全損失の6割前後の水準である。中位数は会社5万円、共済会10万円となった。

【図表37】は、支給基準をまとめて集計したもの

であるが、支給基準別に回答があった企業の支給額を見ると、全損失の場合「自家・借家」別の平均額は、会社が自家16万1875円・借家8万2829円、共済会が同39万8750円・16万667円と、自家は借家の約2倍の水準となった【図表38】。

また、「世帯主・非世帯主」別の平均額は、全損失の場合に会社が世帯主15万6974円・非世帯主8万855円、共済会が同25万1000円・13万2500円と、世帯主は非世帯主よりも2倍弱の水準である。半損失についても【図表38】を参照いただきたい。

図表37 災害見舞金(全損失・半損失)

-(社)、%-

区 分	会 社		共 済 会	
	全 損 失	半 損 失	全 損 失	半 損 失
合 計	(173) 100.0	(166) 100.0	(57) 100.0	(49) 100.0
1 万 円 未 満	1.2	1.2		
1 万～3 万円未満	3.5	7.2	5.3	12.2
3 万～5 万 //	3.5	18.7	5.3	10.2
5 万～10万 //	21.4	39.8	21.1	24.5
10万～15万 //	37.0	22.9	15.8	12.2
15万～20万 //	9.2	2.4	3.5	14.3
20万～25万 //	16.2	4.8	15.8	12.2
25万～30万 //	0.6		5.3	
30万～35万 //	3.5	1.8	10.5	8.2
35万～40万 //			1.8	
40万～45万 //	0.6		3.5	
45万～50万 //				
50 万 円 以 上	3.5	1.2	12.3	6.1
平 均 (円)	139,538	76,301	219,123	136,102
最 高 (//)	2,000,000	500,000	1,200,000	600,000
〈中位数〉 (//)	100,000	50,000	160,000	100,000
最 低 (//)	5,000	5,000	10,000	10,000

[注] [集計要領] 集計対象としたのは次のとおり。

- ① 自家・その他の区分がある場合→自家
- ② 世帯主・非世帯主、有扶・無扶、同居・非同居の区分がある場合→世帯主または有扶、同居
- ③ 勤続(入会)年数の区分がある場合→勤続(入会)10年
- ④ 職級・資格の区分がある場合→非役付一般従業員
- ⑤ 災害の種類による区分がある場合→一般風水害(天災)
- ⑥ 家屋と家財とに分けている場合→家屋
- ⑦ 給付額に幅のある場合→限度額
- ⑧ 「……円以内」とある場合→限度額
- ⑨ 「……円以上」とある場合→最低額
- ⑩ 「共済保険」の性格のもの、合理的な範囲内で金額が確定できないものは除外した

図表38 支給基準別に見た災害見舞金(全損失・半損失)

-(社)、円-

区 分	自 家 ・ 借 家 別		世 帯 主 ・ 非 世 帯 主 別		
	自 家	借 家	世 帯 主	非 世 帯 主	
会 社	全損失	(40) 161,875	(38) 82,829	(76) 156,974	(76) 80,855
	〈中位数〉	100,000	50,000	100,000	50,000
共 済 会	半損失	(40) 96,950	(38) 49,476	(72) 80,347	(72) 40,667
	〈中位数〉	50,000	30,000	50,000	30,000
共 済 会	全損失	(16) 398,750	(15) 160,667	(10) 251,000	(10) 132,500
	〈中位数〉	300,000	150,000	180,000	75,000
共 済 会	半損失	(14) 255,000	(13) 109,615	(10) 145,500	(10) 76,200
	〈中位数〉	195,000	80,000	90,000	40,000

- [注] 1. [図表37]で「自家・借家別」、または「世帯主・非世帯主別」に回答のあった企業を集計。
 2. 「自家・借家別」かつ「世帯主・非世帯主別」のケースは、「自家・借家別」と「世帯主・非世帯主別」のどちらにも集計を含めている。
 3. 「自家・借家別」は“自家の場合のみ支給”も含まれているため、社数が異なる。
 4. 前記以外の集計要領については[図表37]の[注]を参照。

一部損失・床上浸水の場合の 支給水準 [図表39、会社別一覧③]

一部損失の平均額は会社4.2万円、
共済会6.1万円

一部損失・床上浸水の場合の見舞金の水準を集計したところ、やや分布のバラつきが大きいものの、会社の場合は一部損失・床上浸水とも「3万円台」が最も多く、ともに2万～5万円台に6割前後が分布している [図表39]。平均額は一部損失

4万2452円、床上浸水5万5840円で床上浸水のほうが1万円以上高い。

共済会は、一部損失では「5万円台」が28.2%で最多。床上浸水は「10万～19万円台」が32.0%と最も多く、「5万円台」28.0%が続いている。「1万円台」にも16.0%の分布が見られ、分布のバラつきが大きい。平均額は一部損失が6万1128円、床上浸水が7万600円となり、床上浸水のほうが1万円程度高くなっている。中位数は一部損失・床上浸水ともに5万円である。

図表39 災害見舞金(一部損失・床上浸水)

-(社)、%-

区 分	会 社		共 済 会	
	一部損失	床上浸水	一部損失	床上浸水
合 計	(126) 100.0	(106) 100.0	(39) 100.0	(25) 100.0
1万円未満	3.2	2.8		4.0
1万円台	10.3	9.4	23.1	16.0
2万 //	15.9	16.0	5.1	4.0
3万 //	27.0	26.4	7.7	4.0
4万 //	3.2	2.8	7.7	8.0
5万 //	23.8	14.2	28.2	28.0
6万～9万 //	3.2	4.7	2.6	
10万～19万 //	12.7	20.8	20.5	32.0
20万～29万 //	0.8	0.9	2.6	
30万円以上		1.9	2.6	4.0
平 均 (円)	42,452	55,840	61,128	70,600
最 高 (//)	200,000	500,000	300,000	300,000
〈中位数〉 (//)	30,000	30,000	50,000	50,000
最 低 (//)	5,000	5,000	10,000	5,000

- [注] 1. 集計要領については [図表37] の [注] を参照。
 2. 支給基準が細かく区分されている場合は、以下を目安に集計に含めた。
 ・一部損失→30%程度の損失
 ・床上浸水→床上1mの浸水

6 役員に対する慶弔見舞金

役員への慶弔見舞金の規定状況 [図表40]

役員専用の規程や内規を有するのは35.9%。
300人以上規模では4割以上

役員に対する慶弔見舞金については、「役員専用の規程や内規で定めている」企業が35.9%となった[図表40]。「社員の規程を準用する」31.9%と合わせると、約3社に2社が規程等で定めていることになる。

規模別に見ると、「役員専用の規程や内規で定めている」割合は、1000人以上48.7%、300～999人40.0%と300人以上規模では4割以上であるのに対し、300人未満では23.2%にとどまった。300人未満では、「社員の規程を準用する」が39.3%、「特に定めていない（その都度決定）」が34.8%とともに3割以上になっている。

役員本人が死亡した場合の香典・弔慰金の支給額 [図表41～42]

保険加入“なし”の場合、
香典+弔慰金の平均額は
社長66万円、常務55万円、
平取締役49万円、常務監査役50万円

役員本人が亡くなった際に会社から支給される金額（香典または弔慰金もしくはその両方）について、保険加入の有無別に見ていく（集計要領については[図表41]の[注5]を参照いただきたい）。なお、香典と弔慰金の両方に回答があり、「香典」が保険加入“なし”、「弔慰金」が保険加入“あり”のケースは、「保険加入あり」に含めているので留意いただきたい。

保険加入“あり”の場合、50万円未満から6000万円以上というように、かなり幅広い分布となった。平均額は、社長1886万円、常務1183万円、平取締役1080万円、常勤監査役1019万円である。中位数は、社長1003万円、常務830万円、平取締役610万円、常勤監査役583万円である。

保険加入“なし”の場合も、10万円未満から300

図表40 役員に対する慶弔見舞金の規定状況

—(社)、%—

区 分	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300～999人	300人未満		
合 計	(295) 100.0	(78) 100.0	(105) 100.0	(112) 100.0	(113) 100.0	(182) 100.0
役員専用の規程や内規で定めている	35.9	48.7	40.0	23.2	41.6	32.4
社員の規程を準用する	31.9	26.9	27.6	39.3	28.3	34.1
特に定めていない（その都度決定）	28.5	20.5	27.6	34.8	26.5	29.7
そ の 他	3.7	3.8	4.8	2.7	3.5	3.8

[注] 1. 「役員専用の規程や内規で定めている」には、「弔慰金のみ定めている」といったケースも含む。「社員の規程を準用する」には、同じ規程の中で社員と役員と金額が異なる場合も含む。

2. 「その他」は、「共済会からの支給」など。

万円以上と分布は幅広いものの、いずれの役位も「10万円台」が多く、10万～30万円台に6～7割台が集中している。平均額は、社長66万円、常務55万円、平取締役49万円、常勤監査役50万円。集計（回答）企業は異なるものの、[図表23]で見た社員

本人の死亡弔慰金の平均（34万1923円）と比べて、社長は約2倍、平取締役は約1.4倍の水準である。

次に、香典と弔慰金別に支給額を見ていく[図表42]。保険加入の有無にかかわらず支給される平均額を見ると、香典は社長が約36万円、常務・平取

図表41 役員に対する香典+弔慰金の分布状況(本人死亡の場合)

—(社)、%—

区 分	保険加入ありの場合			
	社 長	常務取締役	平取締役	常勤監査役
合 計	(60) 100.0	(59) 100.0	(58) 100.0	(50) 100.0
50 万 円 未 満	1.7	3.4	5.2	6.0
50万～90万円台	6.7	6.8	5.2	6.0
100万～400万 //	20.0	22.0	25.9	24.0
500万～900万 //	18.3	20.3	19.0	22.0
1,000 万 //	21.7	27.1	27.6	28.0
2,000 万 //	10.0	10.2	8.6	6.0
3,000 万 //	11.7	5.1	3.4	4.0
4,000 万 //	1.7	1.7	1.7	
5,000 万 //	3.3	1.7	3.4	4.0
6,000 万 円 以 上	5.0	1.7		
平 均 (円)	18,857,583	11,827,712	10,802,328	10,194,700
<中位数> (//)	10,025,000	8,300,000	6,100,000	5,825,000
区 分	保険加入なしの場合			
	社 長	常務取締役	平取締役	常勤監査役
合 計	(37) 100.0	(35) 100.0	(38) 100.0	(36) 100.0
10 万 円 未 満	5.4	5.7	5.3	5.6
10 万 円 台	35.1	34.3	39.5	38.9
20 万 //	16.2	17.1	15.8	13.9
30 万 //	16.2	17.1	15.8	22.2
40 万 //	2.7	2.9	2.6	2.8
50万～90万 //	5.4	2.9	5.3	
100 万 //	10.8	14.3	10.5	11.1
200 万 //	5.4	2.9	2.6	2.8
300 万 円 以 上	2.7	2.9	2.6	2.8
平 均 (円)	660,405	550,429	488,553	496,250
<中位数> (//)	200,000	200,000	200,000	200,000

- [注] 1. 会社から支給されるもののみを集計、共済会からの支給は除外した。なお、役員の規程がなく従業員に準じて支給するケースや、規程はないが過去の支給実績で回答のあったケースも集計に含めた。上記以外の役位は調べていない（[図表42～43]も同じ）。
2. “保険加入”とは、香典・弔慰金に充当するための（一部充当も含む）総合福祉団体定期保険等への加入を示す（[図表42]も同じ）。
3. 「香典」または「弔慰金」もしくはその両方に回答のあった企業を集計。両方に回答があったケースで「香典」が保険加入“なし”、「弔慰金」が保険加入“あり”のケースは「保険加入あり」に含めた。「香典」が保険加入“あり”、「弔慰金」が保険加入“なし”のケースはなかった。
4. 「香典」は金額設定、「弔慰金」は“月額報酬〇カ月”等、香典+弔慰金の金額が不明なケースは集計から除いている。
5. [集計要領] 集計対象としたのは以下のとおり。
- ①業務上の傷病・私傷病の区分がある場合→私傷病
 - ②「……円以内」とある場合→限度額
 - ③在任年数による区分がある場合は集計から除外した

縮役・常務監査役が約30万円である。

弔慰金は社長が1389万円、常務が852万円、平取縮役が791万円、常務監査役が743万円である（四捨五入して万円単位で表記、以下同じ）。保険加入の有無別で見ると、社長は保険ありが2003万円、保険なしが95万円と保険加入の有無で20倍以上の大きな違いがあった。以下、常務・平取縮役・常務監査役も同様、保険ありが約1100万～1200万円、保険なしが54万～61万円と保険加入の有無で20倍以上の開きがある。

役員への傷病見舞金 [図表43]

1万～3万円台に7割以上が集中。
平均額は役位にかかわらず3万円程度

役員が病気やけがにより休業が1カ月に及んだ場合の傷病見舞金の水準を集計した [図表43]。平均額は社長2万9250円、常務2万6638円、平取縮役2万6379円、常勤監査役2万6038円である。分布はいずれも「1万円台」が3割以上で最も多く、1万～3万円台に7割以上が集中している。

図表42 役員に対する香典・弔慰金の支給額(本人死亡の場合)

-(社)、円-

区 分		社 長	常務取締役	平取縮役	常勤監査役
香 典	平均額 <中位数>	(74) 363,378 175,000	(70) 295,714 150,000	(70) 290,000 175,000	(66) 284,848 175,000
	うち、保険加入あり 加入なし	(10) 1,063,500	(10) 743,500	(10) 743,500	(8) 754,375
		(64) 253,984	(60) 221,083	(60) 214,417	(58) 220,086
弔 慰 金	平均額 <中位数>	(87) 13,890,230 5,000,000	(86) 8,519,186 4,000,000	(88) 7,905,114 3,250,000	(78) 7,427,564 3,250,000
	うち、保険加入あり 加入なし	(59) 20,032,203	(58) 12,339,655	(58) 11,715,517	(50) 11,278,000
		(28) 948,214	(28) 605,357	(30) 538,333	(28) 551,786

[注] 集計要領については [図表41] の [注5] を参照。

図表43 役員に対する傷病見舞金の分布状況(休業1カ月)

-(社)、%-

区 分	社 長	常務取締役	平取縮役	常勤監査役
合 計	(60) 100.0	(58) 100.0	(58) 100.0	(53) 100.0
1万円未満	10.0	8.6	8.6	11.3
1万円台	30.0	31.0	32.8	32.1
2万 //	25.0	25.9	25.9	26.4
3万 //	18.3	19.0	17.2	15.1
4万 //				
5万 //	13.3	13.8	13.8	13.2
6万～9万 //				
10万～14万 //				
15万円以上	3.3	1.7	1.7	1.9
平均 (円)	29,250	26,638	26,379	26,038
最高 (//)	300,000	300,000	300,000	300,000
<中位数> (//)	20,000	20,000	20,000	20,000
最低 (//)	5,000	5,000	5,000	5,000

[注] [集計要領] 集計対象としたのは以下のとおり。

- ① 休業が1カ月（30日）に及んだ場合の給付額を集計
- ② 品物を贈る場合でも、“〇〇円相当”など金額が明らかなものは集計に含めた
- ③ 業務上の傷病・私傷病の区分がある場合→私傷病（なお、業務上の傷病のみ支給するケースは除外した）
- ④ 「……円以内」とある場合→限度額
- ⑤ 在任年数による区分がある場合は集計から除外した
- ⑥ 「休業補償」「医療補償」の性格のもの、「高度障害のみを対象」とするものは除外した

会社別一覽

1 祝金、香典・弔慰金の支給内容

利用上の注意

1. 「規模」は「A」=従業員数1,000人以上、「B」=同300~999人、「C」=同300人未満を表す（以下同じ）。
2. 給付額の単位は特に指定がない限り「円」（以下同じ）。
3. 正社員に対する支給に限定し、役員やパートタイマー等に対するものは割愛した。
4. 給付要件など詳細な内容については誌幅の都合上省略している場合も多い。また、空欄は原則として不支給であるが、無回答のケースもあるため留意いただきたい。
5. 出産祝金は社員本人への取り扱いについて記載している。
6. 香典・弔慰金について、業務・通勤災害に対する上積み補償部分は原則として割愛した。本人弔慰金欄の「保険への加入」は香典・弔慰金に充当するための総合福祉団体定期保険や共済保険等への加入状況で、「○」=加入、「×」=未加入を表す。「○（=加入）」には、「香典・弔慰金の一部に充当するために加入」といったケースも含まれる。

業種	規模	祝金		香典・弔慰金							
		結婚	出産	本人	保険への加入	配偶者	子ども	本人の			配偶者の父母
							父母	兄弟姉妹	祖父母		
(1)会社支給の場合											
製造業											
水産・食品	B	初婚：5万 再婚：同上 子ども：1万	1万5000	香典：10万 弔慰金：基本給×3~10 力月分+所得税法上の扶 養親族につき100万	× ○	5万	5万	喪主5 万、非 喪主2 万	喪主5 万、非 喪主 5000	喪主5 万	喪主5 万
	B	初婚：勤続3年未満1 万、5年未満1万5000、 5年以上2万 再婚：同上 子ども：不支給	第1子1 万、第2 子3万、 第3子以 降50万	香典：勤続5年未満10 万、10年未満15万、20年 未満20万、30年未満25 万、30年以上30万	×	3万	2万	2万	1万	同居1 万	1万
織 維	A	初婚：3万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	香典：10万 弔慰金：30万	× ×	5万	3万	3万	同居ま たは扶 養1万	同居ま たは扶 養1万	1万
	C	初婚：3万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	香典：15万 弔慰金：資格により1000 万~1700万	× ○	8万	4万	4万			
紙・パルプ	B	初婚：5万 再婚：同上 子ども：不支給	第2子ま で3万、 第3子以 降100万	香典：10万	×	3万	扶養2 万	2万	1万	1万	1万
化 学	A	初婚：勤続3年未満3 万、3年以上5万 再婚：初婚の半額 子ども：不支給	第4子ま で1万	香典：一律25万 弔慰金：[業務外]勤続1 年未満100万、10年未満 150万、20年未満200万、 20年以上300万、係長以 上400万、課長以上500万	× ○	①3万 ②4万	①2万 ②3万	①2万 ②3万	1万	1万	1万
	B	初婚：5万 再婚：入社後初めての結 婚の場合は同上 子ども：不支給	1万	香典：10万 弔慰金：管理職1500万、 管理職以外1000万	× ○	5万	3万	2万			2万

[注] ①勤続5年未満、②5年以上。

業種	規模	祝金		香典・弔慰金							
		結婚	出産	本人	保険への加入	配偶者	子ども	本人の			配偶者の父母
								父母	兄弟姉妹	祖父母	
化学	C	初婚：勤続5年未満3万、5年以上5万 再婚：不支給 子ども：不支給	1万	弔慰金：[業務上]勤続10年未満20万、10年以上30万、[業務外]勤続10年未満10万、10年以上20万	×	5万	3万	3万	同居1万、非同居5000	同居1万、非同居5000	2万
ガラス・土石	A	初婚：①2万、②5万 再婚：同上 子ども：不支給	①1万 ②3万	香典： [業務上]①10万、②20万 [業務外]①3万②10万 弔慰金： ①100万、②一般職300万、管理職600万	×	①2万 ②3万	①2万 ②3万	①2万 ②3万	①1万 ②2万		①1万 ②2万
	C	初婚：3万 再婚：同上 子ども：1万	第1子20万、第2子以降19万	香典・弔慰金：[業務上]100万、[業務外]勤続3年未満20万、3年以上50万	×	10万	5万	5万	同居2万	同居2万	同居5万、非同居2万
鉄鋼	A	初婚：勤続3年未満3万、5年未満5万、5年以上7万 再婚：初婚の半額 子ども：不支給	5000	弔慰金：100万	○	3万	1万	1万	同居5000	同居5000	
	A	初婚：勤続3年未満3万、5年未満5万、5年以上7万 再婚：初婚の半額 子ども：不支給	5000	香典：管理職15万～20万、非管理職5万～10万	×	管理職5万、非管理職2万	管理職2万、非管理職1万	管理職2万、非管理職1万			
	C	初婚：勤続2年未満2万、5年未満3万、5年以上5万 再婚：初婚の半額 子ども：不支給	1万	香典：勤続1年未満2万、2年未満3万、5年未満5万、10年未満7万、10年以上10万 弔慰金：100万	×	①2万 ②3万	①2万 ②3万	①2万 ②3万	同居1万	同居1万	①1万 ②1万5000
非鉄・金属	A	初婚：勤続3年未満2万、3年以上3万 再婚：不支給 子ども：不支給	1万	弔慰金：[一般職]①5万、②10万、[班長・課長代理]①10万、②15万、[課長以上]①10万、②20万	×	3万	扶養または同居または喪主2万	2万	同居または喪主1万	同居または喪主1万	同居または喪主1万
	B	初婚：勤続3年未満2万、3年以上3万 再婚：入社後初めての結婚の場合は同上 子ども：不支給	1万	弔慰金：一般職100万、課長200万、部長300万	○	5万	3万	3万			1万
	C	初婚：勤続3年未満5万、3年以上10万 再婚：2万 子ども：不支給	1万	香典：基本給2カ月分	○	2万	1万	1万	扶養4000	扶養4000	
機械	A	初婚：3万 再婚：2万 子ども：5000	1万	香典：10万 弔慰金：400万	×	3万	2万	2万	1万	5000	1万
	B	初婚：勤続1年未満5000、3年未満3万、3年以上5万 再婚：同上 子ども：不支給	2万	弔慰金：[業務上]10万、[業務外]5万	×	5万	5万	5万	1万	1万	1万

業種	規模	祝金		香典・弔慰金							
		結婚	出産	本人	保険への加入	配偶者	子ども	本人の			配偶者の父母
								父母	兄弟姉妹	祖父母	
機械	C	初婚：6万 再婚：同上 子ども：不支給	第1子1万、第2子以降5000	弔慰金：勤続1年未満10万、5年未満12万、10年未満15万、10年以上20万	×	5万	2万	同居2万、非同居1万	同居5000	同居5000	同居1万
電気機器	A	初婚：勤続5年未満3万、5年以上5万 再婚：初婚の半額 子ども：不支給	30万	香典：5万	×	3万	2万	2万	5000	5000	2万
	B	初婚：勤続5年未満2万、5年以上3万 再婚：同上 子ども：不支給	5000	弔慰金：管理職300万、一般職150万	○	5万	3万	3万			3万
	C	初婚：勤続5年未満7万、5年以上10万 再婚：不支給 子ども：不支給	3万	弔慰金：一定資格以上80万、勤続5年未満30万	○	3万	2万	2万	同居1万	同居1万	同居1万
輸送用機器	A	初婚：2万 再婚：1万 子ども：不支給	5000	弔慰金：[業務上]50万、[業務外]管理職10万、非管理職7万	×	3万	3万	3万			喪主3万
	B	初婚：勤続1年未満1万、3年未満1万5000、5年未満2万、5年以上3万 再婚：不支給 子ども：不支給	1万	香典：20万 弔慰金：[業務外]管理職1000万、一般500万（業務上はさらに加算あり）	×	7万	5万	5万	3万	2万	3万
精密機器	B	初婚：勤続3年未満4万、3年以上7万 再婚：4万 子ども：不支給	1万	弔慰金：基準給与1カ月分	○	5万	5万	2万	1万	1万	1万
	B	初婚：5万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	香典：勤続3年未満5万、10年未満8万、10年以上10万 弔慰金：[私傷病]100万	×	3万	1万	1万	喪主5000	喪主5000	喪主1万
その他製造	B	初婚：勤続2年未満3万、2年以上5万 再婚：不支給 子ども：不支給	第1子2万、第2子以降1万	香典：[業務上]10万、[業務外]5万	×	3万	3万	2万	1万	5000	1万
	C	初婚：勤続3年未満6万、7年未満15万、7年以上17万 再婚：勤続3年未満2万5000、3年以上6万5000 子ども：1万	第1子1万、第2子以降7000	香典：[業務上]10万、[業務外]①3万、②7万 弔慰金：①不支給、②300万 [注] ①勤続5年未満、②5年以上。	×	①2万 ②3万	①1万 ②2万	①1万 ②1万5000	①5000 ②1万	①5000 ②1万	①5000 ②1万
非製造業											
建設	A	初婚：5万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	香典：30万 弔慰金：勤続10年未満400万、20年未満500万、20年以上600万	×	5万	2万	2万			
	B	初婚：3万 再婚：同上 子ども：不支給	10万	香典：10万	×	5万	2万	2万	同居1万	同居1万	同居1万

業種	規模	祝金		香典・弔慰金							
		結婚	出産	本人	保険への加入	配偶者	子ども	本人の			配偶者の父母
								父母	兄弟姉妹	祖父母	
建設	C	初婚：3万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	弔慰金：[業務上]15万、 [業務外]5万	×	3万	3万	3万	同居1万	同居1万	同居1万
商業	A	初婚：3万 再婚：同上 子ども：2万	1万	香典：一律10万 弔慰金：死亡時の資格等級により200万～1000万の6段階	×	5万	2万	3万	1万	1万	1万
	A	初婚：3万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	弔慰金：10万	×	5万	3万	3万			3万
	B	初婚：2万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	香典：業務上10万、業務外5万	×	3万	2万	2万	5000	5000	同居2万、非同居1万
	C	初婚：勤続5年未満5万、5年以上7万 再婚：同上 子ども：不支給	2万	弔慰金：[業務外]勤続1年未満50万、1年以上500万	○	15万	3万	3万			
金融・保険	A	初婚：勤続1年未満は不支給、3年未満1万、3年以上3万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	香典：20万 弔慰金：100万	×	5万	喪主3万、非喪主2万	3万	同居2万	同居2万	2万
	B	初婚：勤続2年未満3万、2年以上5万 再婚：不支給 子ども：2万	2万	香典：8等級以下20万、9～10等級30万	×	10万	5万	5万	同居2万	同居2万	1万
	C	初婚：勤続3年未満3万、3年以上5万 再婚：不支給 子ども：不支給	勤続3年未満5000、3年以上1万	弔慰金：10万	×	3万	2万	2万	同居1万	同居1万	1万
不動産	B	初婚：勤続1年未満3万、2年未満5万、2年以上10万 再婚：同上 子ども：不支給	第1子5万、第2子以降10万	弔慰金：業務上50万、通勤途上災害20万、[私傷病]勤続3年未満3万、10年未満5万、10年以上10万	×	5万	3万	3万	1万	1万	1万
	C	初婚：3万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	弔慰金：一律50万	○	5万	3万	3万	1万		1万
陸運	A	初婚：勤続3年未満3万、3年以上5万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	弔慰金：[業務外]勤続1年未満5万、10年未満10万、10年以上15万	×	3万	2万5000	喪主3万、非喪主2万			1万
	B	初婚：2万 再婚：同上 子ども：不支給	5000	香典：5万	×	1万	1万	1万	5000	5000	5000

業種	規模	祝金		香典・弔慰金								
		結婚	出産	本人	保険への加入	配偶者	子ども	本人の			配偶者の父母	
								父母	兄弟姉妹	祖父母		
海・空運	A	初婚：勤続1年未満は不支給、5年未満2万、5年以上3万 再婚：不支給 子ども：不支給	2万	香典：10万	×	5万	2万	2万				1万
	C	初婚：勤続3年未満1万、3年以上3万 再婚：同上 子ども：1万	1万	弔慰金：[業務外]勤続5年未満10万、10年未満30万、10年以上50万	×	5万	2万	2万		1万		1万
倉庫・運輸関連	A	初婚：5万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	香典：10万 弔慰金：勤続10年未満200万、10年以上300万、課長・主管400万、次長・主席450万	×	5万	3万	3万				同居1万
	B	初婚：勤続3年未満2万、3年以上5万 再婚：1万 子ども：不支給	2万	弔慰金：業務上15万、業務外10万	×	5万	2万	2万	同居2万	2万		2万
	C	初婚：勤続5年未満1万5000、5年以上2万 再婚：同上 子ども：不支給	勤続5年未満5000、5年以上1万	香典：一律10万 弔慰金：一律500万	×	①5万 ○ ②3万	①3万 ②2万	①3万 ②2万				
[注] ①勤続5年未満、②5年以上。												
情報・通信	A	初婚：勤続1年未満1万5000、5年未満3万、5年以上5万 再婚：入社後初めての結婚の場合は同上 子ども：不支給	第1子3万、第2子以降5万	香典：10万 弔慰金：1000万	×	5万	2万	2万				
	B	初婚：勤続3年未満2万、3年以上3万 再婚：入社後初めての結婚の場合は同上 子ども：不支給	第1子2万、第2子3万、第3子以降5万	弔慰金：勤続3年未満5万、10年未満7万、10年以上10万	×	①3万 ②5万	①2万 ②3万	①2万 ②3万	1万	1万		1万
	C	初婚：勤続1年未満1万、1年以上3万 再婚：初婚の半額 子ども：不支給	1万	弔慰金：業務上10万、業務外5万	×	5万	5万	3万	同居1万	同居1万		同居1万
サービス	A	初婚：3万 再婚：不支給 子ども：不支給	第1子1万、第2子7000、第3子以降5000	弔慰金：勤続1年未満10万、1年以上20万	×	3万	1万	1万	5000			5000
	B	初婚：3万 再婚：同上 子ども：不支給	2万	香典：①5万、②10万 弔慰金：等級により300万～1250万	×	①3万 ○ ②5万	2万	①2万 ②3万				①1万 ②2万
	C	初婚：3万 再婚：同上 子ども：不支給	2万	弔慰金：勤続3年未満10万、3年以上は給与総額2カ月分	×	5万	3万	3万	2万			2万
[注] ①勤続5年未満、②5年以上。												

業 種	規 模	祝 金		香 典 ・ 弔 慰 金							
		結 婚	出 産	本 人	保 険 へ の 加 入	配 偶 者	子 ども	本 人 の			配 偶 者 の 父 母
								父 母	兄 弟 姉 妹	祖 父 母	
(2)共済会支給の場合											
製 造 業											
水産・食品	B	初婚：5万 再婚：同上 子ども：不支給	2万	弔慰金：100万	×	20万	5万	3万	1万	1万	3万
織 維	A	初婚：勤続1年未満5000、1年以上1万 再婚：離婚した者との復縁でなければ支給 子ども：不支給		香典：5万 弔慰金：40万	×	20万	3万	3万	喪主2万、非喪主1万	喪主2万、非喪主1万	喪主2万、非喪主1万
	C	初婚：1万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	弔慰金：管理職30万、一般職20万	○	管理職20万、一般職10万	管理職10万、一般職5万	管理職5万、一般職3万			
化 学	A	初婚：8万 再婚：4万 子ども：不支給	1万	香典：10万 弔慰金：入会5年未満36万、10年未満44万、10年以上52万	×	5万	2万	2万			
	A	初婚：勤続3年未満1万8000、3年以上3万 再婚：初婚の半額 子ども：不支給	第1子のみ1万	香典：勤続5年未満5万、5年以上7万	×	2万5000	1万5000	1万5000	5000	5000	同居1万5000、非同居8000
	B	初婚：7万 再婚：不支給 子ども：不支給	1万	弔慰金：勤続5年未満20万、5年以上25万	×	8万	喪主3万、非喪主1万	喪主3万、非喪主2万	喪主3万、非喪主1万	喪主3万、非喪主1万	喪主3万、非喪主1万
	C	初婚：2万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	香典：150万	○	50万	15万	5万	扶養または同居1万	扶養または同居1万	2万
ゴ ム	A	初婚：5万 再婚：同一人物との再婚でなければ同上 子ども：不支給	10万	香典：120万	×	50万	10万	7万	同居1万5000	同居1万5000	3万
ガラス・土石	C	初婚：8万 再婚：2万 子ども：不支給	1万	弔慰金：5万	×	3万	2万	2万	1万	同居1万	1万
非鉄・金属	B	初婚：入会2年未満2万、2年以上3万 再婚：1万 子ども：1万	入会2年未満1万、2年以上2万	弔慰金：10万	×	3万	2万	2万	1万	1万	1万
	C	初婚：勤続5年未満5万、5年以上7万 再婚：同上 子ども：2万	3万	香典：35万	×	15万	5万	5万			2万
機 械	A	初婚：2万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	香典：10万	×	5万	2万	2万			1万

業種	規模	祝金		香典・弔慰金							
		結婚	出産	本人	保険への加入	配偶者	子ども	本人の			配偶者の父母
								父母	兄弟姉妹	祖父母	
機械	B	初婚：勤続1年未満5000、3年未満1万、3年以上2万 再婚：初婚の半額 子ども：不支給	5000	弔慰金：10万	×	5万	2万	2万	5000	5000	1万
	C	初婚：1万 再婚：5000 子ども：5000	5000	香典：3万	×	2万	1万	同居1万、非同居5000	同居5000	同居5000	同居5000
電気機器	A	初婚：5万 再婚：同上 子ども：1万	3万	弔慰金：250万	○	7万	7万	2万	喪主5000	喪主5000	喪主5000
	B	初婚：5万 再婚：同上 子ども：2万	第2子まで3万、第3子以降5万	弔慰金：50万	×	7万	5万	5万			5万
輸送用機器	A	初婚：勤続1年未満は不支給、1年以上6万 再婚：不支給 子ども：不支給	2万	弔慰金：50万	×	15万	3万	3万			
精密機器	B	初婚：2万5000 再婚：1万5000 子ども：1万5000	1万5000	弔慰金：30万	×	8万	3万	2万	1万5000	1万5000	1万5000
非製造業											
建設	A	初婚：3万 再婚：同上 子ども：不支給	第1子1万、第2子3万、第3子以降7万	弔慰金：50万	○	5万	2万	2万			
	B	初婚：3万 再婚：同上 子ども：不支給	2万	弔慰金：入会5年未満3万、10年未満5万、10年以上7万	×	3万	3万	3万			
	C	初婚：3万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	弔慰金：10万	×	5万	5万	5万	同居1万	同居1万	同居1万
商業	A	初婚：2万 再婚：同上 子ども：不支給		香典：一律5万 弔慰金：有扶300万、無扶200万	×	20万	5万	1万			1万
	B	初婚：2万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	香典：10万 弔慰金：一律50万	×	3万	2万	2万	5000	5000	同居2万、非同居1万
	B	初婚：①2万、②3万 再婚：不支給 子ども：不支給	①1万 ②1万 5000	弔慰金：①50万、②100万、③200万	×	①2万 ②3万 ③5万	①1万 5000 ②2万 ③3万	①1万 5000 ②2万 ③3万	3000	3000	①5000 ②1万 ③1万 5000
	[注] ①入会3年未満、②3年以上。		[注] ①入会3年未満、②5年未満、③5年以上。								
	C	初婚：1万 再婚：5000 子ども：不支給	5000	弔慰金：3万	×	1万5000	1万	1万	5000	5000	1万

業種	規模	祝金		香典・弔慰金							
		結婚	出産	本人	保険への加入	配偶者	子ども	本人の			配偶者の父母
								父母	兄弟姉妹	祖父母	
金融・保険	A	初婚：2万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	弔慰金：有扶10万、無扶5万	×	3万	2万	2万	同居1万	同居1万	同居2万
	B	初婚：1万 再婚：不支給 子ども：不支給	1万	香典：2万	×	1万	1万	1万			
不動産	B	初婚：勤続5年未満2万、5年以上3万 再婚：同上 子ども：不支給	2万	弔慰金：10万	×	5万	3万	3万	2万		1万
	C	初婚：勤続5年未満1万、5年以上2万 再婚：同上 子ども：5000	1万	弔慰金：有扶2万5000、無扶1万5000	×	1万5000	1万	1万	同居5000		5000
陸運	A	初婚：7万 再婚：同上 子ども：不支給	2万	弔慰金：5万	×	3万	3万	3万			3万
	B	初婚：勤続1年未満は不支給、3年未満1万5000、5年未満2万、5年以上3万 再婚：初婚の半額 子ども：不支給	1万	香典：20万	×	5万	2万	1万			2万
海・空運	B	初婚：勤続5年未満3万、5年以上5万 再婚：2万 子ども：不支給	2万	香典：一律1万 弔慰金：一律25万	×	10万	3万	3万			
	C	初婚：勤続3年未満1万、3年以上2万 再婚：同上 子ども：不支給		弔慰金：5万	×	2万	1万	1万		5000	5000
倉庫・運輸関連	A	初婚：5万 再婚：同上 子ども：不支給	2万	香典：20万	×	5万	2万	2万			
	B	初婚：3万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	弔慰金：10万	×	5万	3万	3万			
サービス	B	初婚：①不支給、②1万5000、③7万 再婚：1万 子ども：不支給 [注] ①入会后6カ月未満、②1年未満、③1年以上。	①②2万5000、③5万	香典：50万	×	①2万 ②3万 ③5万	①②2万 ③3万	①2万 ②3万 ③5万	①②1万 ③2万	①②1万 ③2万	①②1万 ③2万
	C	初婚：1万 再婚：同上 子ども：不支給	1万	弔慰金：50万	○	3万	1万	1万			

会社別一覧

2 傷病見舞金の支給内容

利用上の注意

1. 正社員に対する見舞金に限定し、契約社員やパートタイマー等に対するものは割愛した。また、「休業補償」の性格のものや「高度障害のみを対象」とするもの、入院時の「差額ベッド代補助」とみられるものについても除外した。
2. 給付要件など詳細な内容については、誌幅の都合上、省略している場合も多いため留意いただきたい。

業種	規模	内 容			業種	規模	内 容		
(1)会社支給の場合				鉄 鋼	A	休業1カ月以上5000、以降3カ月経過時に5000相当の見舞品			
製 造 業					A	業務上：休業2週間以上5000、以後1カ月ごとに5000、業務外：休業1カ月以上5000、以後3カ月ごとに5000			
水産・食品	A	連続して休業7日以上5000（診断書要確認）			非鉄・金属	A	入院7日以上5000、さらに入院30日以上1万		
		連続欠勤10日以上または入院7日以上1万				A	欠勤または休職2週間以上1万、引き続き1カ月以上さらに1万、引き続き3カ月以上さらに1万、以後3カ月ごとに1万		
	B	区 分	公傷病	私傷病		B	休業療養2週間以上5000、同一傷病1回限り		
		休業	1週間～1カ月未満 休業1カ月以上	1万 2万		5000 1万	B	業務上：入院1週間以上3万、業務外：入院1週間以上2万	
B	治療1カ月以上で業務上2万、業務外1万			C	業務上：休業15～30日未満2000、30～60日未満5000、60日以上1万、私傷病：入院もしくはこれに準ずる程度の傷病による欠勤30日以上2000				
織 維	C	休業3週間以上2万			機 械	A	入院または欠勤1カ月以上5000		
	C	医師の証明する休養期間に基づき、連続した暦日で30日間労務に服することができない場合は一律2万				A	休業初日から連続して2週間以上5000、同2カ月目でさらに5000、同3カ月目でさらに5000、以後3カ月ごとに5000		
紙・パルプ	B	入院2週間以上1万				B	休業1カ月以上に及んだ場合、1カ月につき5000、上限1年間（合計6万を限度）		
化 学	A	公傷病：連続5～15日5000、16～30日7000、31～45日1万、46日以上1万5000、私傷病：連続20日以上5000			B	業務上：入院10日以上2万、業務外：入院10日以上1万			
	A	業務上：療養による休暇・欠勤が連続1～2週間未満2万、2週間～1カ月未満5万、1カ月以上10万、業務外：療養による休暇・欠勤が連続2週間以上5000以内			C	入院7日以上1万			
	B	連続して欠勤1カ月以上1万			C	休業20日で5000、さらに3カ月後5000、さらに6カ月後1万（合計2万）			
	C	欠勤2週間以上5000、さらに欠勤2カ月以上に及ぶ場合は2カ月ごとに3000以内の金品を支給			電 気 機 器	A	入院7日以上で勤続3年未満3000、3年以上5000		
	C	区 分	業 務 上			業務外 (一律)			
		勤続3年未満	勤続3年以上		A	勤続不能1カ月以上または入院2週間以上で2万、3カ月以上勤務不能はさらに3000			
		入院2日以上または自宅療養15日以上	1万	1万5000	5000	B	休業14日以上5000		
					B	私傷病で休業1カ月以上1万			

業種	規模	内 容	業種	規模	内 容	
電気機器	C	休業1カ月以上1万	金融・保険	B	連続して入院7日以上1万	
	C	1カ月以上休んだ場合は勤続2年未満5000、2年以上1万		B	全治15日を超える入院または自宅療養で管理職2万、一般職1万	
輸送用機器	A	公傷病：4～10日未満5000、10日～1カ月未満1万、1カ月以上2万、私傷病：10日～1カ月未満5000、1カ月以上1万		C	入院2週間以上3万	
	B	業務上：10～30日未満1万、30日以上2万、業務外：10～30日未満5000、30日以上1万	C	業務上：入院3日～1カ月未満2万、同3カ月未満5万、同3カ月以上10万、業務外：入院1カ月以上2万		
	B	入院5日以上または安静治療1カ月以上1万	不動産	A	業務上：欠勤1カ月以上2万、業務外：欠勤1カ月以上1万、さらに欠勤3カ月以上で1万追加	
精密機器	B	連続して欠勤14日以上（稼働日とし休日含めず）5000		A	入院2週間以上2万5000	
	その他製造	B		業務上：入院または欠勤21日以上1万、業務外：勤続5年以上で欠勤3カ月以上1万	C	入院1週間以上または休業1カ月以上1万、休業3カ月以上3万
B		業務上：欠勤1週間以上1万、業務外：欠勤1カ月以上5000、いずれも同一傷病につき1回限り		C	休業15日以上1万、休業60日以上2万	
C		業務上：入院2週間以上1万、以降1カ月ごと5000、業務外：入院3週間以上5000、以降1カ月ごと3000		陸 運	B	出勤不能10日以上5000、さらに1カ月超で1万追加
非製造業	建設	A	業務上：休業1カ月以上2万、業務外：休業1カ月以上1万		海・空運	C
			A	休業30日以上1万、30日ごとに支給（合計3万を限度）		倉庫・運輸関連
		B	業務上：休業1カ月以上3万（3カ月ごとに4回まで）、業務外：休業1カ月以上1万（3カ月ごとに2回まで）	B	業務上：入院した場合1万、以後入院期間1カ月ごとに5000、業務外：入院し7日間経過した場合5000	
		B	休業開始後3日間経過で5000、同2週間経過で2万、同1カ月経過で2万、同3カ月経過で3万（上限7万5000）	C	休業20日以上（休日を含む）で勤続5年未満3000、同5年以上5000	
		C	業務上：休業7日以上2万、業務外：休業7日以上1万	情報・通信	B	
		商 業	A		欠勤10日以上で勤続1～5年未満1万、同5年以上2万	B
A	業務上：傷病欠勤7日以上1万、業務外：傷病欠勤7日以上5000			C	業務上：休業1カ月以上3万、私傷病：休業1カ月以上1万	
B	入院5日以上または休業10日以上8000		サービス	C	業務上：欠勤2週間以上2万、業務外：欠勤1カ月以上1万	
B	休業1カ月以上で勤続3～5年未満1万、同5～10年未満2万、同10年以上3万			C	業務上：休業療養7日以上3万、業務外：休業療養14日以上3万	
C	業務上：勤続不能1カ月以上2万、業務外：勤続不能1カ月以上1万			A	業務上：重症（休業1カ月以上）5万、中症（休業2週間～1カ月未満）3万、軽症（休業4日～2週間未満）1万、私傷病：休業2週間以上1万	
C	欠勤1カ月以上1万			A	業務上：傷病30日以上2万、業務外：傷病30日以上1万	
金融・保険	A	入院7日以上または30日以上出勤できない場合1万	B	入院7日以上または欠勤14日以上で勤続5年未満1万5000、同20年未満2万、同20年以上3万		
			C	休業2週間以上1万		

業種	規模	内 容	業種	規模	内 容
サービス	C	療養期間10～30日未満1万、同30日以上3万	輸送用機器	A	入院5日以上5000、1カ月を超えるごとに5000を追加支給（上限なし）
	C	業務上：休業1カ月以上2万、業務外：休業1カ月以上1万	非製造業		
(2)共済会支給の場合			建設	A	欠勤1カ月以上2万（ただし、長期にわたる場合は6カ月ごとに5万）
製造業				B	業務上：療養10日以上1万、業務外：療養30日以上1万
水産・食品	B	会社を休んで1カ月目に1万、以降2カ月目ごとに2万		B	休業開始後2週間経過1万、同1カ月経過1万、同3カ月経過3万（上限5万）
織 維	A	半期（6カ月単位）で連続する休業（年休含む）が15日以上で5000/回、31日以上で1万/回		C	休業7日以上1万
	C	疾病・けがにより休職3週間以上2万	商 業	A	入院または加療7～20日未満1万、20日以上5万
化 学	A	30日以上1万、以下3カ月ごとに2000を追加支給		A	連続10日以上入院または療養30日以上で3万、入院40日以上はさらに3万（合計6万）
	A	休業15日で1万、休業1カ月超えるときは休業日から起算して30日を経過することに1万		B	入院・療養1カ月以上2万、同3カ月以上5万
	B	私傷病で休業1カ月以上1万（同一年度で1回限り）		B	業務上：入院1週間以上または自宅療養2週間以上1万、業務外：入院2週間以上または自宅療養1カ月以上1万
	C	欠勤10日以上で課長以上5000、その他3000、その後1カ月ごとに2000		C	入院10日以上5000
C	入院2週間以上または療養1カ月以上2万	C		休業2週間以上1万	
ガラス・土石	C	休業2週間以上5000	金融・保険	A	休業1カ月以上5000、さらに引き続き2カ月以上の休業で有扶1万、その他5000を追加
非鉄・金属	B	公傷病：休業療養1カ月以上3万、私傷病：休業療養1カ月以上1万		B	入院1週間以上または欠勤1カ月以上1万
機 械	A	入院・欠勤期間に応じて1週間3000～4週間2万	不 動 産	C	休業2週間以上5000、1カ月以上1万
	A	休職14～30日1万、31日以上2万	海・空運	B	欠勤療養2週間以上1万
	B	15日～3カ月未満（第1回）5000、3～6カ月未満（第2回）5000、6カ月以上（第3回）5000の合計1万5000		C	業務上：療養1カ月以上1万、業務外：療養1カ月以上5000
	C	休業20日～6カ月未満5000、6カ月以上1万	倉庫・運輸関連	A	入院または自宅療養2週間以上1万
電気機器	A	休業1カ月以上1万		A	入院15日以上で勤続1年未満5000、同2年未満1万、同2年以上1万5000
	A	入院30日ごとに1万（年3回を限度）	B	入院3日以上5000（1回限り）	
	B	休業14日以上2万	サービス	B	欠勤1カ月以上5000
				B	休業10日以上1万

会社別一覧

3 災害見舞金の支給内容

利用上の注意

1. 正社員に対する見舞金に限定し、契約社員やパートタイマー等に対するものは割愛した。
2. 給付要件など詳細な内容については、誌幅の都合上、省略している場合も多いため留意いただきたい。

業種	規模	内 容			業種	規模	内 容		
(1)会社支給の場合				織 維	C	区 分	自 家		
製 造 業							世帯主	独身者・ 実家	
水産・食品	A	区 分	世帯主で家族のある者			紙・パルプ	B	被害状況	
			自己 所有	借 家	間借り・ 同居			世帯主	同居者
			全焼・全壊、 全流失等	5万	4万			3万	家屋全壊
	半焼・半壊、 半流失等	4万	3万	2万	家屋半壊		5万	2万5000	
	床上浸水等状 況に応じて	3万	2万	1万	家屋一部被害大 (床上浸水)		3万	1万5000	
	区 分			非世帯主および独身者			家屋一部被害小 (床下浸水)	1万	5000
	自己 所有	借 家	間借り・ 同居	C		全損失：一律10万、半損失：一律5万、一部 損失・床上浸水：一律3万			
	全焼・全壊、 全流失等	4万	3万	2万	化 学	A	区 分		
	半焼・半壊、 半流失等	3万	2万	1万			世帯主	非世帯主	
	床上浸水等状 況に応じて	2万	1万	5000			(1)全焼・全壊、流出	20万	10万
	B	区 分	世帯主	非世帯主	(2)半焼・半壊、床上 浸水	10万	5万		
		全 壊	10万	7万	(3)損害甚大であるが (2)に及ばない	5万	2万5000		
		半 壊	7万	5万	(4)上記にかかわらず 損害の程度大であ ると認められた場 合	1万	—		
		一部壊	3万	1万					
	B	区 分	世帯主	非世帯主					
		全 損 失	20万	10万					
		半 損 失	10万	5万					
		一部損失・床上浸水	5万	3万					

業種	規模	内 容					業種	規模	内 容						
化 学	A	区 分			全損	半損・ 床上浸水	ゴ ム	B	区 分		世帯主		非世帯主		
		①社員が 自己所有	社員が 居住	家族あり	50万	30万			全焼・全壊・ 流出	自家	借家	自家	借家		
			社員が 非居住	家族なし	25万	15万				10万	7万	5万	3万		
		②社員が非自己 所有	社員が 居住	家族あり	40万	24万			半焼・半壊 一部焼損	5万	3万	2万	1万		
			社員が 非居住	家族なし	20万	12万				2万	1万	1万	5000		
		③独身社員の実家の家屋			10万	6万			鉄 鋼	A	全損10万、半損5万、ただし損害状況に応じてその都度決定する				
		④社員が居住する 家屋内の家財			5万	3万					全損5万、半損3万、床上浸水1万				
		③独身社員の実家の家屋			5万	3万			非鉄・金属	A	家屋・家財の全壊・全焼15万、半壊・半焼10万、屋根瓦全部飛散もしくは壁全部落下・床上浸水2m程度8万、屋根瓦1/2飛散もしくは壁1/2落下5万				
		区 分			一部損壊・ 床下浸水						B	区 分		世帯主	非世帯主
		①社員が 自己所有	社員が 居住	家族あり	10万							全壊・全焼または同等 半壊・半焼または同等 床上浸水	10万		7万
社員が 非居住	家族なし		5万		7万		5万								
②社員が非自己 所有	社員が 居住	家族あり	7万		B	全焼・全壊50万、半焼・半壊20万									
	社員が 非居住	家族なし	3万5000			全焼・全壊10万、半焼・半壊5万、焼失・破壊の程度が1/3以上3万、焼失・破壊の程度が1/3未満1万									
②社員が非自己 所有			3万	1万5000	機 械	A	社員またはその家族の家屋・家財について、全損壊12万5000、大規模半損壊9万4000、半損壊6万3000、一部損壊・床上浸水3万2000								
③独身社員の実家の家屋			1万5000				A	区 分			世帯主	非世帯主			
④社員が居住する 家屋内の家財			3万	1万5000	B	全焼・全壊・全流失		15万			7万5000				
区 分			一部損壊・ 床下浸水			半焼・半壊・半流失		10万			5万				
B	全焼、全壊、流失は世帯主15万、非世帯主7万5000、半焼、半壊、一部損壊、床上浸水は世帯主10万、非世帯主5万					A	床上浸水		5万	2万5000					
	C	区 分			世帯主		非世帯主	B	区 分		世帯主				
		C	全 損 失				6万		4万	B	自 家		借 家		
			半 損 失				3万		2万		全 壊		10万	5万	
			一部倒壊				2万		1万		半 壊		5万	2万5000	
床上浸水			1万	5000	床上浸水・一部損壊		3万		1万5000						
床下浸水			5000	3000	区 分		非世帯主								
C	区 分			持ち家	借 家	自 家		借 家							
	全 損 失			10万	5万	全 壊		5万	2万5000						
	半 損 失			5万	3万	床上浸水・一部損壊		3万	1万5000						
一部損失			3万	1万	区 分		非世帯主								
C	区 分			世帯主		自 家		借 家							
	C	自己 所有住宅			非自己 所有住宅		全 壊		5万	2万5000					
		全焼・全壊			10万	5万	半 壊		2万	1万					
		半焼・半壊			5万	3万	床上浸水・一部損壊		1万	5000					
床上浸水			3万	2万	非世帯主 (単身者 含む)										
全焼・全壊			10万	5万	全 壊		5万	2万5000							
半焼・半壊			5万	3万	半 壊		2万	1万							
床上浸水			3万	2万	床上浸水・一部損壊		1万	5000							

業種	規模	内 容			業種	規模	内 容							
輸送用機器	C	区 分	世帯主	非世帯主	建 設	A	区 分	持ち家		借家・社宅・寮等				
		家屋全焼・流失	10万	5万				有扶	無扶	有扶	無扶			
家屋全壊	8万	4万	全焼・全壊	20万			10万	10万	5万					
家屋損害大	6万	3万		半焼・半壊			15万	7万	7万	3万				
家屋損害小	4万	2万		一部焼損・床上浸水			5万	3万	3万	2万				
精密機器	A	区 分	帯同者				単身者		区 分	無扶の実家		B		
			持ち家	借家			持ち家	借家		全焼・全壊	10万			
		全損壊	15万	4万			10万	2万	半焼・半壊		7万			
		半損壊	5万	2万			3万	1万	一部焼損・床上浸水		3万			
		B	区 分	世帯主			全焼・全壊・全流出	25万	20万	半焼・半壊	15万		11万	
	複身			単身	一部焼失・損壊、床上浸水	7万		5万						
	区 分		非世帯主			全焼・全壊・全流出		20万	15万					
			複身	単身				半焼・半壊	11万		8万			
	一部焼失・損壊、床上浸水		5万	3万5000										
	その他製造	C	区 分	世帯主	非世帯主	商 業	A	(1)火災、水害、地震等不慮の災害の場合						
全損失			5万	3万	区 分			持ち家		借家				
半損失			3万	2万				世帯主	非世帯主	世帯主	非世帯主			
C		区 分	世帯主	非世帯主	全焼・全壊			100万	60万	10万	6万			
								半焼・半壊	50万	30万	6万	4万		
		一部焼失・損壊	3万	2万	大規模半壊			10万	6万	—	—			
非製造業	A	被害金額10万～30万円未満 3万、同30万～50万円未満 5万、同50万～70万円未満 7万、同70万～90万円未満 9万、同90万円以上10万			区 分			持ち家		一部損壊	10万	6万	—	—
		全焼・全壊・全流出	20万	15万				床上浸水	10万		6万	4万	2万	
			半焼・半壊	11万				8万	床下浸水		5万	3万	—	—
建 設	A	被害金額10万～30万円未満 3万、同30万～50万円未満 5万、同50万～70万円未満 7万、同70万～90万円未満 9万、同90万円以上10万			A			区 分	扶養あり	扶養なし	本人の実家			
		全焼・全壊	20万	10万		5万								
		半焼・半壊	10万	5万	3万									
		その他	5万	1万	1万									

業種	規模	内 容				業種	規模	内 容				
商 業	A	区 分	世 帯 主		非世帯主		金融・保険	A	区 分	世 帯 主		A
			持ち家	借家	持ち家	借家				自 家	借 家	
		全焼・全壊 半焼・半壊 一部損壊・ 床上浸水	20万 10万 5万	10万 5万 3万	10万 5万 3万	8万 4万 2万			全焼・全壊 半焼・半壊 一部焼失・破損・ 床上浸水	5万 2万5000 1万	3万 1万5000 8000	
	B	区 分	世 帯 主		非世帯主				区 分	非世帯主		
			自己 所有	借家等	自己 所有	借家等			自 家・同居 の 実 家	借 家		
		全 焼 ・ 全 壊 ・ 全 流 出 半 焼 ・ 半 壊 ・ 半 流 出 床 上 浸 水 等 状 況 に 応 じ て	5万 3万 2万	2万 1万 5000	2万 1万 5000	1万 6000 3000		全焼・全壊 半焼・半壊 一部焼失・破損・ 床上浸水	3万 1万5000 8000	1万5000 8000 5000		
	B	区 分	持ち家	借 家				C	区 分	持ち家	借家等	
全損失 半損失 一部損失・床上浸水		10万 5万 3万	5万 2万5000 1万5000			全焼・全壊・流失 半焼・半壊・床上浸水	5万 3万		3万 2万			
B	区 分	世帯主	非世帯主			C	区 分	世帯主	その他			
	全焼・全壊・全流失 半焼・半壊・半流失 一部焼・一部壊・床 上浸水	30万 20万 10万	15万 10万 5万				全 損 壊 部 分 損 壊	10万 5万	5万 3万			
C	区 分	世帯主	非世帯主			C	区 分	世帯主	非世帯主			
	全焼・全壊・流出 半焼・半壊	10万 5万	5万 2万5000				全焼・全壊・全流出 半焼・半壊 一部破損・床上浸水	20万 10万 5万	10万 5万 2万5000			
	全 損 失 半 損 失 床 上 浸 水	30万 20万 10万	15万 10万 5万									
		[注] 自己所有住宅の場合。				不 動 産	A	区 分	世帯主	非世帯主		
		全 損 失 半 損 失 一 部 損 失	20万 10万 5万	5万 3万 1万								
		[注] 持ち家の場合。					B	全壊10万、半壊5万、一部損壊2万				
		全 損 失 半 損 失 床 上 浸 水	30万 20万 10万	15万 10万 5万			C	区 分	自己 所有	借家等	同 居 間 借 等	
		全 損 失 半 損 失 床 上 浸 水	20万 10万 5万	10万 5万 3万	1万							
金融・保険	A	全損失5万、半損失3万、一部損失1万				C	全焼・全壊・全流出 半焼・半壊・半流出 床上浸水・一部 損傷等					
							全焼・全壊1万～5万、半焼・半壊1万～3万、小焼・小壊1万					

業種	規模	内 容				業種	規模	内 容					
陸 運	A	区 分		扶養あり	扶養なし	情報・通信	C	区 分		世帯主	非世帯主		
		全 損 失		3万	1万			全焼・全壊・流出		30万	20万		
	半 損 失		1万	1万5000	半焼・半壊		20万	10万					
		一部損失		5000	3000			一部焼失・一部破 壊・床上浸水		10万	5万		
	B	全損10万、半損5万、一部軽微損害3万					C	区 分		世帯主		非世帯主	
	C	区 分		世帯主	非世帯主		C	区 分	世帯主		非世帯主		
全焼・全壊・流出		10万	5万	自己 所有	借家等	自己 所有			借家等				
半焼・半壊、 大部分浸水		5万	3万					全焼・全損		20万	10万	7万	5万
床上浸水		2万	1万	半焼・半損		15万		5万	3万	3万			
		一部損壊・ 床上浸水		10万	3万	1万	1万						
海・空運	A	区 分		既婚者	独身・ 単身		C	区 分		世帯主	非世帯主		
		全焼・全壊		10万	6万	家屋の全壊		10万	5万				
		半焼・半壊		5万	3万	半損壊		5万	3万				
		一部焼失・一部損 壊・床上浸水		3万	2万	一部損壊・軽損壊		3万	2万				
倉庫・運輸 関連	A	全壊10万、半壊5万、一部損壊5000				サービス	A	区 分		自己所有	借家		
	A	区 分		自己 名義	同居親 族名義			借家・ 借間	社宅・ 寮	全 損 失		10万	5万
		全焼・全壊		50万	30万			20万	10万	半 損 失		5万	3万
		半焼・半壊		30万	20万		10万	5万	一部損失		3万	2万	
		一部焼失・ 損壊		20万	15万		5万	3万	A		全損壊10万、半損壊5万、一部損壊3万		
	床上浸水		15万	10万	3万		1万	A	区 分		勤続3年以上		
	B		区 分		世 帯 主		全 損		世帯主		その他		
区 分		自己所有		非自己所有		半 損			10万		5万		
全半壊		20万		5万			一部損・床上浸水	5万		3万			
一部壊		10万		2万5000		3万		1万					
B		全壊10万、半壊6万、一部損壊4万				B		区 分		勤続3年未満			
C		区 分		勤 続		全 損	世帯主		その他				
全焼・全壊・全流失		5年以上		5年未満			半 損	7万		3万5000			
半焼・半壊・一部流失		3万		2万				一部損・床上浸水	3万5000		2万		
床上浸水		1万5000		1万		2万			1万				
一部損失		5000		3000		B		全壊・全焼5万、半壊・半焼3万、一部損壊・ 一部焼失1万					
情報・通信	B	自己住居全壊10万、自己住居一部損7万、借 家全壊5万、借家一部損3万				B		全損10万、大半損8万、小半損5万、一部損 2万					

業種	規模	内 容			業種	規模	内 容			
サービス	C	区 分	世帯主	非世帯主	化学	B	全損失10万、半損失5万、一部損失1万、床上浸水5万			
		全壊・全焼・流出	20万	5万			C	全損失5万、半損失3万、一部破損2万、床上浸水1万		
		半壊・半焼	10万	5万						
		一部破壊・床上浸水	5万	2万						
	C	区 分	世帯主で扶養家族のある者			C	区 分	自家・持ち家		
			自己所有	借家等	間借等			被害状況	判定基準	金額
		全焼・全壊・全流出	5万	2万	1万	全焼・全壊	家屋の80%以上	100万		
		半焼・半壊・半流出	3万	1万	4000	半焼・半壊	修繕費100万円以上	50万		
		床上浸水等状況に応じて	2万	5000	2000	床上浸水・一部損壊	修繕費30万～100万円未満	15万		
		区 分	世帯主でない者および独身者				床下浸水		5万	
		自己所有	借家等	間借等		区 分	そ の 他			
		全焼・全壊・全流出	2万	1万	5000	被害状況	判定基準	金額		
		半焼・半壊・半流出	1万	6000	4000	全焼・全壊	家屋の80%以上	20万		
		床上浸水等状況に応じて	5000	3000	2000	半焼・半壊	家屋の30～80%	10万		
						床上浸水・一部損壊	家屋の10～30%	6万		
						床下浸水		2万		
(2)共済会支給の場合					ゴ	△	A 自己名義住宅の場合 全壊相当60万、半壊相当・床上浸水30万、一部損失・床下浸水12万			
製 造 業							B 全焼30万、半焼20万、一部焼失5万、床上浸水10万、床下浸水3万			
水産・食品	B	(1)全焼・全壊、流出40万、(2)半焼・半壊30万、(3)床上浸水・屋根大破12万、(4)(3)に次ぐ程度で相当の被害6万			非鉄・金属	B	区 分	持ち家	非持ち家	
織 維	A	区 分	A給付	B給付			C給付	全焼・全壊	20万	10万
		全焼・全壊	20万	10万	3万	半焼・半壊	10万	5万		
		半焼・半壊	16万	8万	2万					
		[注] A給付：有扶養者の住居、および単身赴任中の留守家族住居 B給付：無扶養者の住居、および単身赴任中の本人住居 C給付：会員の実（養）父母の住居			機 械	A	全壊10万、半壊7万、半壊未満3万			
							電 気 機 器	A	区 分	世 帯 主
化 学	A	区 分	有扶養者	無扶養者					自 宅	借家・間借り
		全損失	32万	16万		全焼・全壊・全流出	16万	8万	4万	
		半損失	21万4000	10万7000		半焼・半壊・半流出	8万	4万	2万5000	
		一部損失	5万4000	2万7000		一部損壊・浸水	4万	2万5000	1万5000	
	A	区 分	複身者		単身者					
			全焼・全壊	20万		10万				
		半焼・半壊	15万	8万						
		一部損壊・床上浸水	5万	3万						

業種	規模	内 容		業種	規模	内 容				
電気機器	B	全焼・全壊・全流失20万、半焼・半壊・半流失10万、小燃・小壊6万、見舞い4万		非製造業						
	B	区 分	有扶養者					無扶養者		
		全焼・全損・全流出およびこれに準ずる損害	12万	8万	建設	A	被害金額10万～30万円未満2万、同30万～50万円未満4万、同50万～70万円未満6万、同70万～90万円未満8万、同90万～200万円未満10万、同200万～400万円未満12万、同400万～600万円未満15万、同600万～800万円未満20万、同800万円以上25万			
		半焼・半損・半流出およびこれに準ずる損害	6万	4万		A	全損5万、半損3万			
		一部消失・損壊・流出	4万	2万		B	全損：扶養あり3万以内、扶養なし2万以内、半損：同2万以内・1万以内			
輸送用機器	A	区 分		金 額		B	区 分	自家	借家・借間・同居	実家
		火災・落雷・爆発・車両飛び込み	全焼・全損(70%以上)	70万			全焼・全壊	50万	30万	3万
			半焼・半損(50～70%未満)	35万			半焼・半壊	30万	20万	2万
			一部損壊・損壊(10～50%未満)	被害実損額に応じ以下を給付			一部損失	20万	10万	2万
		被害実損額		給付金額						
	36万円以上		16万2000							
	1万～36万円未満		実損額の45%給付							
	1万円未満		給付なし							
	地震・風水害など	全壊・流出(70%以上)	35万							
		半壊(50～70%未満)	24万							
大規模半壊		12万								
一部損壊	6万									
床上浸水	150cm以上	24万								
	100～150cm未満	12万								
	50～100cm未満	6万								
[注] 床上浸水は全床50%以上の場合。										
A	区 分		扶養あり		扶養なし					
	全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊	持ち家	持ち家以外	持ち家	持ち家以外					
		40万	26万	26万	8万					
		30万	20万	20万	7万					
		23万	15万	15万	6万					
12万	8万	8万	4万							
A	全焼・すべての滅失・倒壊4万、1/2以上の焼失・滅失・倒壊2万、1/3以上の焼失・滅失・倒壊1万									
その他製造	C	全壊5万、半壊2万		商業						
		A 全損失50万、半損失20万、一部損失5万								
				A 全壊・全焼10万、半壊・半焼5万、小壊・小焼3万						
				B						
				区 分		持 ち 家				
						世帯主		非世帯主		
				全損失		70万		50万		
				大規模半壊		60万		40万		
				半損失		50万		30万		
				一部損失・床上浸水		10万		7万		
				区 分		持ち家以外				
						世帯主		非世帯主		
				全損失		35万		25万		
				大規模半壊		30万		20万		
				半損失		25万		15万		
				一部損失・床上浸水		5万		3万5000		
				C						
				区 分		A給付		B給付		C給付
				全焼・全壊		20万		10万		3万
				半焼・半壊		16万		8万		2万
[注] A給付：会員が有扶養者で家族と同居の場合の住居および単身赴任のため別居中の扶養家族の住居										
B給付：会員が有扶養者で単身赴任中の本人の住居および無扶養者の会員本人の住居										
C給付：会員の父母（養子縁組関係にある養父母を含む）の住居										

業種	規模	内 容		業種	規模	内 容				
金融・保険	A	全損失：有扶30万以内、その他10万以内、半損失15万以内、5万以内		陸 運	A	区 分	世帯主		非世帯主	
不 動 産	A	区 分	本人所有				自家	借家	自家	借家
			全焼・全損・全流失			50万	25万	25万	13万	13万
		半焼・半壊	30万			15万	15万	7万	7万	5万
		一部焼・一部壊・床上浸水	5万			3万	10万	5万	5万	3万
		区 分	その他所有			単 身 者				
		全焼・全損・全流失	30万			15万	自家	借家		
		半焼・半壊	20万			10万				
		一部焼・一部壊・床上浸水	2万5000			1万5000				
		区 分	本人所有			借家または家族所有				
		全焼・全壊	30万	15万						
半焼・半壊・床上浸水	15万	7万5000								
一部損傷・床上浸水	3万	1万5000								
上記以外の基準の損害	1万	5000								
区 分	世帯主	非世帯主								
全 壊	10万	5万								
半 壊	5万	2万5000								
一部損壊	2万	1万								
被 害 状 況	100%罹災	被害率50%								
勤続1年未満	2万	1万								
3 "	6万	3万								
3年以上	10万	5万								
海・空 運	B	全損：基準内賃金の100%、全損以外：基準内賃金の50%、無扶者、借家、現在居住していない持ち家は上記の50%								
	B	全焼・全流失20万、全壊20万、半焼・半壊・半流失10万、床上浸水5万								
	C	自宅住居者5万、借家住居者3万、借間住居者1万								
倉庫・運輸 関連	A	全壊5万、半壊3万、一部損壊1万								
	A	半焼・半壊・半流失以上5万、床上浸水2万、屋根・外壁等の修復に30万円以上支出した場合1万								
情報・通信	A	[建物]全損：標準報酬月額3カ月分、半損：同2カ月分、一部損：同1カ月分、[家財]全損：時価の50%、半損：同30%、一部損：同5%								
サービス	C	家屋全焼・全壊5万、半損・床上浸水3万								